

行政調査の概要

委員会名	教育福祉常任委員会	調査 期日	平成 30 年 1 月 30 日 ~ 2 月 1 日	調査先	滋賀県彦根市 京都府亀岡市
参加者	委員長 生田目 進 副委員長 安藤 聡 委員 大河内 和彦 佐藤 栄久男 佐藤 瞭二 大内 康司 理事者 正木 義輝 (学校教育課長) 随 行 藤田 輝美				
調査項目 : 学校支援地域本部事業について (彦根市)					
【彦根市の概要】					
(1) 市制施行 昭和 12 年 2 月 11 日 (2) 面 積 98.28 + 98.59 = 196.87 km ² (3) 人 口 112,711 人 (平成 29 年 10 月末日現在) (4) 世 帯 数 46,898 世帯 (平成 29 年 10 月末日現在)					
1 事業概要					
幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働して地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動(地域学校協働活動)を推進し、学校と地域との連携体制の構築を図る。 地域住民が自らの経験や知識を生かす場として、自己実現や生きがいつくり、地域の人材活用・活性化と地域づくりにつなぐ。 7 中学校区支援地域協議会(東・西・中央・南・彦根・鳥居本・稲枝)及び若葉小学校支援地域協議会に委託して実施する。					
2 目指す姿・ねらい					
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の教育力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ⇒次代を担う地域の子どもをみんなで守り育てる「地域の子は地域で守り育てる」 ・地域住民がこれまでに培った能力や社会教育で学んだ成果を発揮する場にする <ul style="list-style-type: none"> ⇒地域住民の生きがいつくり ・教員が子どもと向き合う時間の拡充等 ・支援から協働へ 地域住民等が学校を一方的に支援するのではなく、パートナーとして、互いに協力して子どもたちの成長を支える。					
3 事業取組の経緯・状況					
○平成 20 年度～平成 22 年度 3 年間の文部科学省委託事業 平成 20 年度 市内 2 中学校区(東、稲枝)で事業が始まる。 平成 21 年度 市内 4 中学校区(東、西、鳥居本、稲枝)に拡大し、実施。 ○平成 23 年度から市の事業(国・県・市 1/3 ずつ負担) 市内全 7 中学校区で実施。					

○平成 24 年度

- ・市内 7 中学校区支援地域協議会（東、西、中央、南、彦根、鳥居本、稲枝）
- ・予算：4,734,000 円（補助金 3,156,000 円）
- ・実行委員会の開催（年 3 回）
- ・取組重点事項：地域協議会の活性化、学習支援活動を全ての小中学校で実施
- ・学校訪問

○平成 25 年度

- ・市内 7 中学校区支援地域協議会
（従来型：東、西、南、彦根、鳥居本 いじめ対応型：中央、稲枝）
- ・予算：4,583,000 円（補助金 3,055,000 円）
- ・実行委員会の開催（年 3 回）
- ・取組重点事項：地域協議会の活性化、学習支援活動を全ての小中学校で実施
- ・学校訪問：学校支援地域本部事業の進捗状況の把握、今後の取組の確認

○平成 26 年度

- ・市内 7 中学校区支援地域協議会
（従来型：東、西、南、彦根、鳥居本 いじめ対応型：中央、稲枝）
- ・予算：4,613,000 円（補助金 3,075,000 円）
- ・実行委員会の開催（年 3 回）
- ・取組重点事項：地域協議会の活性化、学習支援活動を全ての小中学校で実施
- ・学校訪問：学校支援地域本部事業の進捗状況の把握、今後の取組の確認
- ・平成 26 年度優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣表彰
被表彰団体：彦根市学校支援地域本部

○平成 27 年度

- ・市内 7 中学校区支援地域協議会
（従来型：東、西、南、彦根、鳥居本 いじめ対応型：中央、稲枝）
- ・予算：4,633,000 円（補助金 3,075,000 円→2,226,000 円）
- ・実行委員会の開催（年 3 回）
- ・取組重点事項：地域協議会の活性化、学習支援活動を全ての小中学校で実施
- ・学校訪問：学校支援地域本部事業の進捗状況の把握、今後の取組の確認

○平成 28 年度

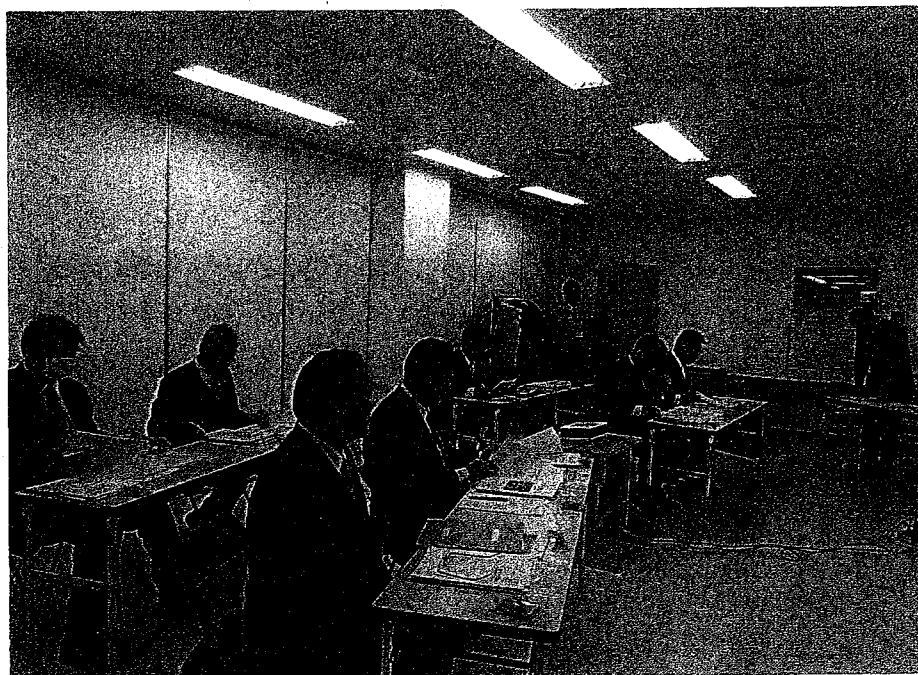
- ・市内 7 中学校区支援地域協議会（東、西、中央、南、彦根、鳥居本、稲枝）
- ・学校支援地域本部事業予算：4,632,000 円（補助金 3,088,000 円）
- ・土曜学習支援事業予算：450,000 円（補助金 300,000 円）
- ・実行委員会の開催（年 2 回）
- ・コーディネーター連絡会の開催
- ・取組重点事項：地域協議会の活性化、学習支援活動を全ての小中学校で実施、
学校支援に学校と地域の連携・協働活動を加える
- ・学校訪問：学校支援地域本部事業の進捗状況の把握、今後の取組の確認

○平成 29 年度

- ・市内 7 中学校区（東、西、中央、南、彦根、鳥居本、稲枝）及び若葉小学校の支援地域協議会
- ・地域学校協働本部事業予算：4,410,000 円（補助金 2,940,000 円）
- ・地域未来塾事業予算：2,295,000 円（補助金 1,530,000 円）
- ・実行委員会の開催（年 2 回）
- ・コーディネーター研修会及び連絡会の開催
- ・取組重点事項：学校と地域の連携・協働活動の推進
- ・学校訪問：地域学校協働本部事業と地域未来塾事業の進捗状況の把握、今後の取組の確認

4 地域学校協働活動の具体例

- ・登下校・学校行事等の安全指導
- ・学習補助支援・個別支援（授業・行事・地域学習）
- ・ゲストティーチャーとして授業を支援
- ・朝の学習時の読み聞かせ
- ・図書室の開館・環境整備
- ・校地内除草・花壇づくり、樹木の剪定等環境整備
- ・放課後や土曜日、長期休業中等の補充学習支援
- ・広報紙・学校支援の啓発
- ・部活動の支援



(彦根市 彦根市議会事務局長挨拶の様子)

【質疑応答】

(大河内和彦委員)

Q：支援ボランティアは、主にどのような方（職業、年齢等）で構成されているのか。

A：一概には言えないが、多くが会社を引退されて、その次の生きがいの一つとして、頑張ってくださっている方が多い。年齢的には、60歳以上の方が圧倒的に多い。保護者の方もいる。ある程度、仕事を終えられた方、特に退職教職員を中心にお願いに出向いている。

(安藤副委員長)

Q：地域支援者について、地域により偏りが生じていないか。

A：地域により人数は様々である。

Q：地域協議会と学校評議員の関係については、どのようになっているか。

A：彦根市では、学校評議員制度をとっていないが、学校評議員制度とは別に学校評価を行うことはしており、学校評価を行うときに、学校によって支援地域協議会と学校評価の委員がほぼ同じところもあれば、全く違うところもあるので、学校による。

(生田目進委員長)

Q：学校側の事業についての理解度と地域住民の協力度合に格差は生じていないか。

また、共通認識を図るうえでの具体的な施策は。

A：ボランティア数だけで想像できるように、地域住民総出で学校を支えようというところもあれば、それぞれの生活に手一杯というところもあるので、随分、差がある。

学校が事業を理解するために、校園長会議や校長研修会、実行委員会、コーディネーターの研修会などいろいろな場で推進している。

(大河内和彦委員)

Q：地域コーディネーターの存在が非常に気になる場所である。地域コーディネーターが中心になって進めていかないと事業が進まなくなるのではないかと思う。地域コーディネーターはどういった形で選ばれ、常勤であるとか、勤務時間などは決められているのか。

A：学校の管理職が探している。それぞれの地域で学校で探してもらっている。管理職というのは、主に教頭である。毎年探す必要はない。

委託金の中から時給1,000円で支払われている。出勤簿で管理している。それほど高い金額ではない。地域コーディネーターは、ほぼボランティアであると言っていい。委託事業の事務も地域コーディネーターがやっているところもあるが、多くは、管理職である教頭が行っている。

Q：この事業では、公民館との関わりはあるのか。

A：公民館は、本当であればもっと関わっていかねばならないと思う。今、関わっているのは、公民館の文化祭に中学生がボランティアとして手伝いに行ったり、発表したりすること

であるが、その接続は、学校の教員がやっていることが多い。

地域未来塾の事業として公民館を活用することがあるが、公民館との連携は、あまり広がっていない。

(佐藤栄久男委員)

Q：決められた予算はあるのか。

A：平成 29 年度彦根市学校・家庭・地域連携協力推進事業の資料 3 ページに記載されており 3 分の 1 の市の負担である。国から 5 月にきた額があり、決められたその中ですべてを賄っている。

Q：学校評議員制度は、もともとはあったが、なくなったものであるのか。

A：もともと学校評議員制度はとっていないが、学校の評価は、それぞれの学校で地域の方と一緒に評価をしてもらっている。

(生田目進委員長)

Q：予算について、国・県・市で支出する科目に制限はあるのか。

A：謝金については、これでないと出してはいけないという縛りはないが、研修に行った時の謝金を出してはいけない。研修のための交通費は、大丈夫であるが、謝金は駄目である。会議にお茶と水は出して良いが、コーヒーは駄目であるなど、国で決められている制限がある。

(正木義輝学校教育課長)

Q：学校支援地域本部事業ができてからしばらく経っている。当市は、ボランティアの延べ数は多いが、実人数は少ない。退職教職員も少ない。退職教職員のピークはいつ頃であるか。

A：これからの 3 年が多い。ピークは、今年か来年である。今年、24 校中 8 人校長が退職する。ここ 2、3 年がピークであろうかと思うが、退職教職員も終わってから、臨時講師として来ていただかなければならず、ボランティアだけということにはならない。

地域未来塾に関しては、地元大学生がメインとなる。ただ、大学生は、移動手段が自転車であるため、困っている。

Q：平成 29 年 4 月 1 日から部活動指導員制度が文科省の補助事業で始まり、当市でもそのボランティアを探し始めている。部活動指導員制度の活用を考えているか。

A：中学校で 1 校だけである。保健体育課で別な制度があり、30 日分くらいの財政支援ができています。学校教育課では、検討しているのかもしれない。

Q：学校支援から地域学校支援に変わった。地域づくりに取り組むこととなるが、学校と地域がウインウインの関係づくりを目指すために、地域の方々が地域づくりに生きているというような成果はあるのか。

A：うまくいっているところでは、学校にサロンを設けている。読み聞かせや図書ボランティアの後にサロンに寄って、お茶を飲んで帰ることがある。そのことによって、友達に会える、友達が増えたということがあるのではないかと。地域の行事に中学生が地域ボランティアとし

て行くことはある。学校の生徒が地域にということはある。

Q：地域づくりの中で、学校教育、社会教育だけではなく、地域包括ケアシステムや地域づくりのシステムなどの横の連携はいかがか。

A：横のつながりはしていかなければならないと思うが、まだ、この事業は、生涯学習課でとどまっている。ただ、今年、意識して取り組んでいるのが、コミュニティスクールが始まるため、学校訪問について学校教育課と一緒にいった。もう少し福祉のところで連携していきたいと思う。まだ、縦割りのところがあって難しいというところである。

(安藤副委員長)

Q：各中学校の学校支援地域本部は、中学校にあるということで、小学校や幼稚園とも連携していくということでよいのか。

A：学校支援地域本部事業は、本部を中学校に、中学校区という範囲で行っているのので、実行委員会に来ていただいている地域コーディネーターは、自分の中学校だけではなく、自分の中学校区の小学校にも出向いて、その小学校のコーディネーターの取りまとめなどもしている。

Q：地域コーディネーターの選考基準や任命についてはどのようになっているか。

A：学校がしている。地域コーディネーターも中学校と小学校では、活躍の度合いが随分違っている。支援ボランティアの選び方も学校の管理職と地域コーディネーターがよく話し合いをしているところはうまくいっている。

Q：今後、コミュニティスクールに移行する考えであるのか。

A：昨年4月から国で努力義務化されているので、各校に繰り返し言っているところである。

(生田目進委員長)

Q：取組のきっかけは。

A：スタート当初については、担当していなかったため、よく分からないが、スタートした学校に教員としては在籍していた。ただ、なぜ、取り組むことになったかは定かではない。

(安藤副委員長)

Q：福岡県では、県をあげてやるということであった。県のほうからの推進というのはかなり強かったのか。

A：県では、コミュニティスクール担当の方の研修をしてくれており、研修のたびに大事なことであると言っている。県立の高校はこれから進めていくと言っている。だからと言って、県が強制的にということではない。

(生田目進委員長)

Q：地域の皆さん、地元の人たちの意識の変化はあったのか。

A：もともと来ていただいている方は、熱心な思いを持っている人が多い。退職教職員ばかりで

はないので、地域のおじいちゃん、おばあちゃんが協力していかなければならないという気持ちになってきているのではないかと思う。コーディネーター、ボランティアが子どもと触れ合い、声掛けを行っているということで、効果があると思う。仕事をしている若いお父さん、お母さんとの関係が課題である。

(大内康司委員)

Q：事業を推進するに当たって困ったことは。

A：この事業を始める前は、7校ある中で、荒れている校もあった。教員だけでは教育できないという思いがあった。学校により状況は違う。何か問題があって始まったというわけではない。

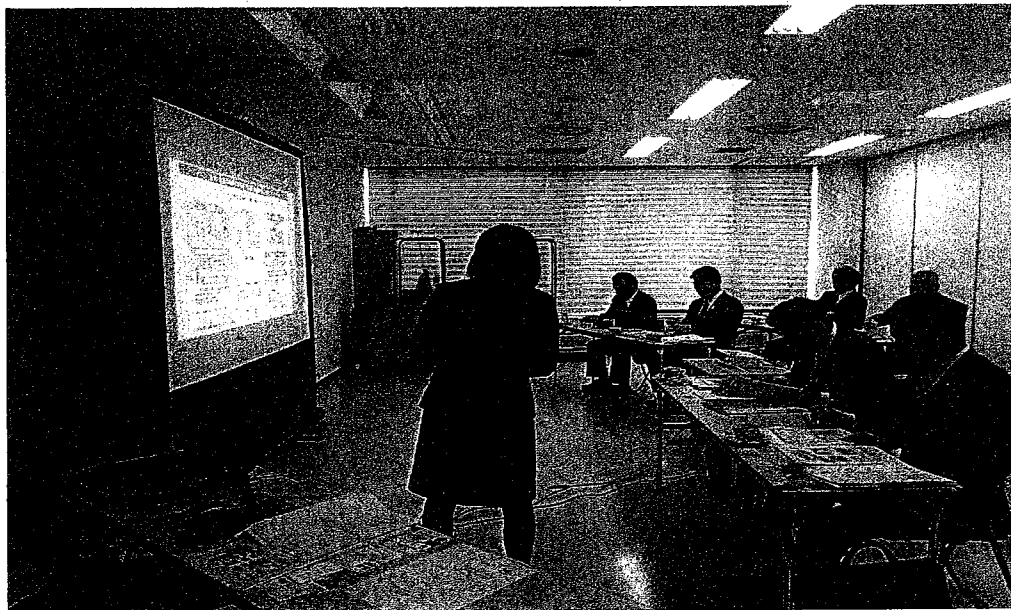
Q：教員の負担が現在は、大きいと言われているが、地域の方の協力によってできないのか。

A：親の仕事やらで学校に負担が押し寄せていることは感じている。実行委員会の中でPTAの協力がもう少し足りないのではないかという話も出ていた。親の協力がもう少しといった話もある。

(安藤聡委員)

Q：総合の時間を利用して、支援をいただきながら理科や英語の授業をすることによって、学習指導をする中で不都合や学校の負担が生じているか。

A：実践事例や実行委員会での話の中では、手間が増えたということは聞いていない。十分な打合せをしていないと必要のないところまでしていただくことになるので、学校は、ここまですべてをお願いしたいなど、事前の共通理解は必要である。



(彦根市 研修の様子)

【各委員の調査所感】

(生田目進委員長)

滋賀県彦根市は、人口 112,688 人、46,898 世帯、面積 196.87 km²である。今回の行政調査は、全国各自治体で人口減少社会を迎えて、避けて通れない課題と向き合い、学校の統廃合や複式学級など行政が抱える課題について、本市も同様な課題と向き合い課題解決のため先進事例に学ぶため、実施した行政調査である。

彦根市は、教員が子どもと向き合う時間の確保など、多様な形態の教育支援を可能にするため、地域全体での学校教育支援と地域との連携体制を構築し、地域住民が自らの経験や知識を生かす場として自己実現や生きがいづくりを推進するなど、地域の人材活用・活性化と地域づくりに貢献する事業として、平成 20 年度から事業を実施し、平成 23 年度から市内全 7 中学校区で実施する事業である。

教職員の業務内容が大きく変革する中で、先生方の業務軽減を図ると共に子どもたちの学力向上に力を注ぎながら、次代を担う地域の子どもたちを地域全体で支える事業としてすばらしい。

具体的には、多くのボランティアの方々の協力支援によって、学区森林活動や農作物の栽培、話せる英語学習など、多くを学び地域との関わりと交流活動への深さを感じた。

これらの先進事例で学んだことは、人口減少問題は、学区の見直しや統廃合、複式学級問題、小中一貫教育の推進など、本市でも避けて通れない行政の喫緊の課題であることから今後の委員会活動で議論を深め、提言するなど生かしていきたいと感じた。

(安藤聡副委員長)

学校支援地域本部事業は、昨年から地域学校協働本部事業に名称が変わったとおり「支援」から「地域学校、協働」にスタンスを明確にされている。学校からの手伝いではない。事業や支援員数も地域らしさがあり様々。学校評議員制度はとっていない。各中学校に本部を置き、小学校・幼稚園とも連携する形になっている。地域コーディネーターの役割が重要と感じた。やっていることは、似ていても仕組みづくりをすることで様々な課題解決ができると感じた。先生の多忙化解消、働き方改革にも通じる。市の負担予算は、約 150 万円。学習支援も未来塾事業と銘打ち行われていた。小中一貫は骨格でCSは血流機能とも感じた。

(大河内和彦委員)

地域学校協働本部事業と地域未来塾事業、2つの事業について説明を受ける。

地域未来事業については、放課後や長期休業中、土曜日や公民館で月曜の夜等々の時間に大学生や教員退職者を中心にボランティアで実施している。

学習支援員確保が課題。成果としては、学習支援だけでなく生徒の居場所の役割を果たせたこと。

地域学校協働本部事業については、各小学校に地域コーディネーターを置く。

選出については、各学校の管理職が担当。何年も続けるのも可能。

事業の狙いは、「地域の子どもはみんなで守り育てる」「地域住民の生きがいづくり」。地域の力を借りることにより、教員が子どもと向き合う時間を拡充させていくこと。

学校と地域住民を結び付けるのが地域コーディネーター。退職者が中心であり高齢化が進んでいる。

彦根市の今回調査した2つの事業については、公民館はあまり関わっていない。須賀川市では、学校と地域をつなぐ役割を公民館が担っている。

今後、公民館を高機能化して、学校と地域のつながりの強化を図り、「地域の子どもは地域で守る」。各地域での意識形成が必要と感じた。

(佐藤栄久男委員)

今回の視察のポイントは、

- 土曜日の学習支援について
- 支援の内容が学習中心では集まりにくい点での工夫について
- 支援事業が学力向上につながっているのかについて
- 支援ボランティアの構成員の内容について
- 地域協議会と学校評議員の関係について
- 地域支援者数の偏り、人数の推移について
- 事業への地域の声や認知度について
- 文部科学省受託事業の詳細について
- この事業の理解度及び地域住民の協力度合いの格差並びに共通認識を図るための具体策について
- 今までに苦勞されたこと及びその解決方法について

を担当事務局職員より説明を受けました。

この事業に取り組んだのが、平成20年度からで各中学校区に支援地域協議会を立ち上げ、各校の「地域コーディネーター」が中心となって学校支援活動を実施している。

- 地域の教育力の強化を目指し、次代を担う地域の子どもをみんなで守り育てる
- 地域住民がこれまでに培った能力や社会教育で学んだ成果を発揮する場と位置づけ、地域住民の生きがいづくりとのねらい
- 教員と子どもが向き合う時間の拡充等への支援から協働への誘導
- 地域住民等が学校を一方的に支援するのではなく、「パートナー」として互いに協力して子どもの成長を支える

の考え方にすばらしいことと感動しました。

中でも、支援ボランティアは、「地域コーディネーター」が中心となって人選すること、その大半が退職教職員、市役所職員OB、OG(61歳以上)とのこと。

その報酬について、時給単価を1,000円に統一していること。

また、学習ばかりでなく、

- 登下校等の安全指導
- 校地内除草、花壇づくり、樹木の剪定等環境整備
- 広報誌等の学校事業支援
- 農業体験や部活動の支援

様々な支援により地域と学校と子どもたちのコミュニケーションが大いに図られていることに今回の視察は、大変有意義でした。

(佐藤瞭二委員)

未来を担う子どもたちの成長を支えるため、地域と学校が連携・協働し、社会総がかりで教育を進める考えが、今求められています。その先進事例が、彦根市の取り組まれている地域学校協働活動推進事業でありました。平成20年度よりスタートし、10年の実績を持っていました。

地域学校協働本部事業の取組は、小中合わせて24校、地域未来塾事業の取組は、中学校7校が実施されています。それぞれの学校に中心となる地域コーディネーターを配置し、それぞれの学校にボランティアや学習支援員を配置し、地域の方々のサポートがその効果を示していました。

本市においても、それぞれの学校でPTA、地域の方々の協力はありますが、コーディネートされた事業展開ではなく、学校に対し、あまり踏み込んだ対応はなかったように感じました。本市においてもその事業を推進する上で、関係団体の協議の場を設け、地域の関わりがどのように可能か検討すべき段階にあると申し上げます。

(大内康司委員)

次代を担う彦根の子どもを地域で守り育てます。表題実施を目標に、地域学校協働本部事業及び地域未来塾事業を合わせ、彦根市学校・家庭・地域連携協力推進事業として、国・県・市の共同事業で取り組んでおり、平成20年文科省の委託事業で市内2中学校から始め、平成21年に市内4中学校に拡大実施。平成23年に、国・県・市で3分の1ずつ負担をし、市内7中学校全区で実施。この市内7中学校区支援地域協議会での実行委員会の下で各地区重点事項を取り上げ、実施して今日に至る。

学習支援員は、教員OBや大学生を市が募集(1時間1,000円)。各中学校の放課後や土曜日の午前中、自習生徒への個人又は小グループの支援を実施するものである。

学習支援のほかに委員会は、7中学校を地域本部としていじめ問題対応等も含めて活動を小学校も平成25年から実施しており、大いに参考になりました。



(彦根市 彦根駅西口仮庁舎「アル・プラザ彦根」にて)

調査項目：学校規模適正化について（亀岡市）

【亀岡市の概要】

- (1) 市制施行 昭和30年1月1日
- (2) 面積 224.80 km²
- (3) 人口 89,912人（平成29年11月1日現在）
- (4) 世帯数 38,740世帯（平成29年11月1日現在）

1 亀岡市立学校・他の教育機関（平成29年5月現在）

- | | | | |
|---------|-----|-------|-----------------------|
| ・小学校 | 17校 | } 25校 | 総児童生徒数：7,269人 |
| ・中学校 | 7校 | | 総教員数：595人 |
| ・義務教育学校 | 1校 | | |
| ・幼稚園 | 1園 | | 総園児数：110人
総職員数：16人 |
- ・学校給食センター（4か所）
 - ・図書館（中央館、3分館、1地域館、1分室）（16か所）
 - ・文化資料館（9か所）
 - ・教育研究所（8か所）

2 亀岡市学校規模適正化基本方針

少子化等に伴って児童生徒数が減少し、クラス替えができない小規模な小中学校が増加し、周辺地区の一部では複式学級となっている。一方、中心市街地に近接する地区では、住宅開発により児童生徒数が急増し大規模化している学校も見られることから、教育上・学校運営上の様々な課題が指摘されている。それぞれにメリット・デメリットがあるが、児童生徒が健やかに成長していくためには望ましい学習・集団活動を形成し、より良い教育環境の下に魅力ある学校づくりを進めていく必要がある。

また、子どもたちは学校や家庭だけでなく、地域から社会に適応していくために必要な知恵を得ている。地域は、様々な年齢や立場の人と触れ合うことができることから、社会経験を積み重ねるとともに社会性や公共性を培う「場」となっている。その中で学校は、地域コミュニティの中核施設として、地域の皆さんに支えられて今日まで学校運営が行われてきた。

こうした現状を踏まえ、子どもたちのより良い教育環境の視点に立って、適正な学校規模の在り方を検討するため、平成26年8月に「亀岡市学校規模適正化検討会議」を設置して協議を重ね、平成28年1月に提言を受けた。

その提言を基調に、パブリックコメントの意見などを総合的に判断し、亀岡市教育振興基本計画の「ともに学び ともに育ち ともに生きる かめおか教育の創造」を基本理念とする教育活動を効果的に行うために、適正な学校規模や適正化の取組方法等を基本方針として、平成28年3月に「亀岡市学校規模適正化基本方針」を策定した。

3 学校規模適正化の背景

(1) 小中学校の現状

①人口の推移

昭和30年の市制施行以来、住宅団地の開発により人口増加が続いてきたが、平成12年頃にピークを迎え、その後は徐々に減少している。

今後の見通しとしては、さらに減少していく傾向にあり、特に子どもの数の減少が顕著にあると推計される。

②児童生徒数、学校数

平成27年5月1日現在、小学校18校・中学校8校がある。

児童生徒数は、住宅開発が盛んに行われた昭和40年代後半から急増したが、昭和60年頃をピークに減少を続け、徐々に亀岡市誕生時のレベルに近づきつつある。

今後、平成27年から平成32年までの5年間の児童生徒数の推計結果をみると、小学校全18校中13校、中学校全8校中7校で減少すると見込まれる。5年間で10%以上減少する学校が小学校7校、中学校3校あり、中には4割近く減少する小学校、中学校もある。

③学校・校区

人口の変化を受けて、学校数は、昭和30年の小学校16校・中学校6校から、昭和63年には現在と同じ小学校18校・中学校8校になった。

学校の統合は、昭和34年に小学校2校が1校に、昭和37年に小学校4校が1校に統合され、それ以降は分離開校による学校数の増加と校区変更のみが行われてきた。

平成27年に小学校1校と中学校1校が施設一体型の小中一貫校としてスタートしたが、校区の変更は行われていない。

④学校規模

文部科学省の基準では、小学校・中学校ともに全校で12~24学級（学校の統合を行った場合の19~24学級を含む）を適正規模としており、それよりも少ない学校を小規模校、多い学校を大規模校としている。

各学校の学級数の現状は、小規模校とされる11学級までの学校が16校あり、うち3校では複式学級となっている。また、25学級以上の大規模校も1校ある。

4 学校規模適正化に向けた基本的な考え方

(1) 適正化の必要性

現状では、既に学校規模の適正なバランスが崩れており、今後、人口減少等の影響を受けてその傾向は顕著になっていくものと思われる。

その結果、適正な規模でない学校では、子どもたちにより良い教育環境を提供していくことが難しくなり、子どもに対する教育面や生活面の影響が大きくなる恐れがある。

学校規模については、特に規模の小さな学校の保護者から適正ではないとの声が多く、見直しのニーズもある。

以上のことから、小中学校の規模の適正化を図る必要があると考えられる。

(2) 適正化を進める基本的視点

- 子どもにとってより良い教育環境の実現
- 持続的・安定的な教育の推進
- 地域と学校との関わりに配慮

(3) 適正な学校の規模・配置

①学級数、学級人数の適正規模

関係法令で、学級数については12学級以上18学級以下が標準とされ、文部科学省では、19～24学級については標準を上回っていても大規模校に分類されない。

学校が教育効果を発揮できる適正な学校規模として、クラス替えができ、人間関係の固定化を防ぎ、多様な集団の形成が図れるという視点を重視して、学級数を設定する。加えて、一時的に増減する場合や地域の実情に応じて弾力的な運用も必要と考えられることから、教育効果を発揮できる規模としての適正基準に準ずる学校規模を設定する。

	適正な学校規模	適正に準ずる学校規模
小学校	12学級～18学級	6学級～11学級
中学校		19学級～24学級

クラブ活動等の集団活動ができる人数の確保という視点を重視して、適正な1学級の人数規模を設定する。

	適正な1学級の人数規模
小学校 中学校	20人～34人

②適正な通学距離・通学時間

適正な通学距離は、安全安心な経路により国の基準と同じ小学校4km以内、中学校6km以内とする。なお、これを超える場合には、スクールバス等により通学できるようにする必要がある。

現状の通学時間は、すべての児童・生徒が1時間以内で通学している。

こうしたことを踏まえるとともに、市域が広い地理的な特性を勘案し、適正な通学距離・通学時間を設定する。

	適正な通学距離	適正な通学時間
小学校	4 km以内	1時間以内
中学校	6 km以内	

(4) 適正化の手法

適正な規模となっていない学校については、地域の実情に応じて適正化の方法を検討する。

○小規模校の適正化に向けて

- ・学校の統合
- ・学校区の見直し・通学区域の弾力的な運用
- ・特認校
- ・小中一貫校

○大規模校の適正化に向けて

- ・学校区の見直し・通学区域の弾力的な運用
- ・学校の増改築

(5) 適正化に伴い配慮すべきこと

- 子どもの安全性の確保
- 遠距離通学の負担低減
- 地域と学校の関係の見直し
- 地域生活・コミュニティとしての学校の役割の尊重
- 適正化を通じた学校の魅力向上
- 施設の保全と活用

5 適正化への取組と今後の進め方

(1) 検討上の留意点

- 時間軸別の検討
- 検討の優先順位
- 学校施設の整備改修時期の考慮
- 中学校区単位での検討

(2) 適正化の手順

亀岡市では、中学校区を1つの単位として小中一貫教育を進めていることから、中学校区単位で検討することとする。

○手順

地域別の規模適正化の方向性

- ・「学校規模適正化の基本的な考え方」に基づき、中学校区ごとの現状と課題、適正化の方向性、適正化方法の選択可能性を示す。

↓

適正化の実施に向けた詳細検討

- ・取組内容に応じて、学校施設の整備改修、通学路の整備、通学手段等の個別課題を検討する。

↓

対象学校区での詳細な検討（(仮称)○○中学校区適正化実施計画）

- ・地域別の規模適正化の方向性に基づき、具体的な取組を進める学校区について、具体的な取組方策、実施時期、配慮事項等を検討する。

↓

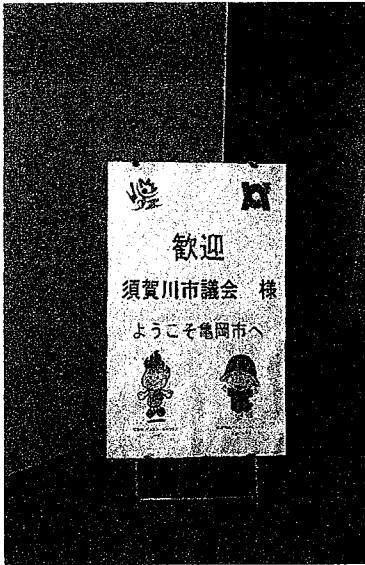
適正化施策の実現

- ・詳細な検討結果を踏まえ、具体的な施策の実施に取り組む。

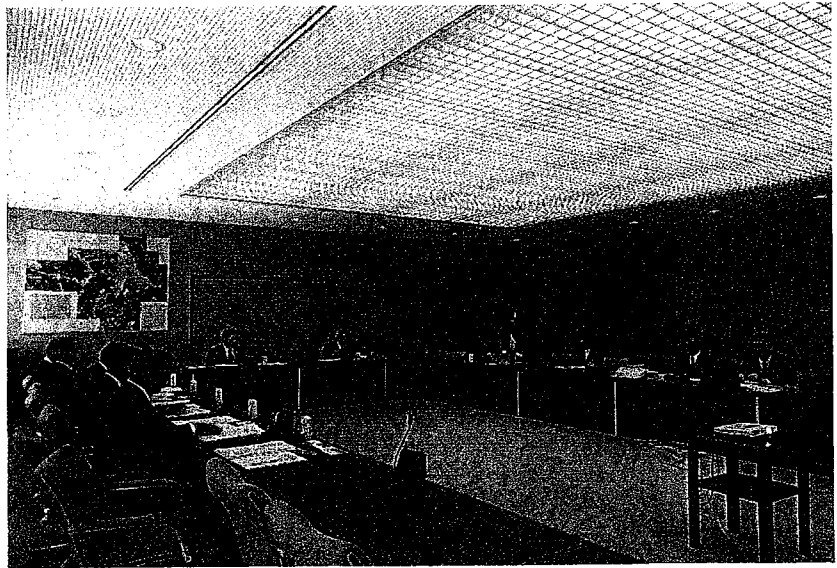
(3) 検討の進め方

地域別の規模適正化の実現に向けた検討及び実施へ向けては、地域の保護者や住民とともに検討し実現していくプロセスが重要となることから、下記の体制で進めていくことが望ましいと考える。

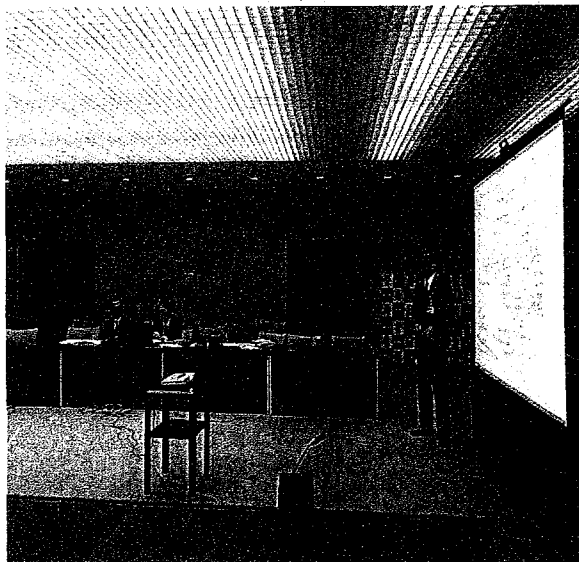
- 住民等への説明や意見聴取の機会
- 地域別の検討組織での検討・協議
- 住民からの情報収集
- 検討経過等の情報提供



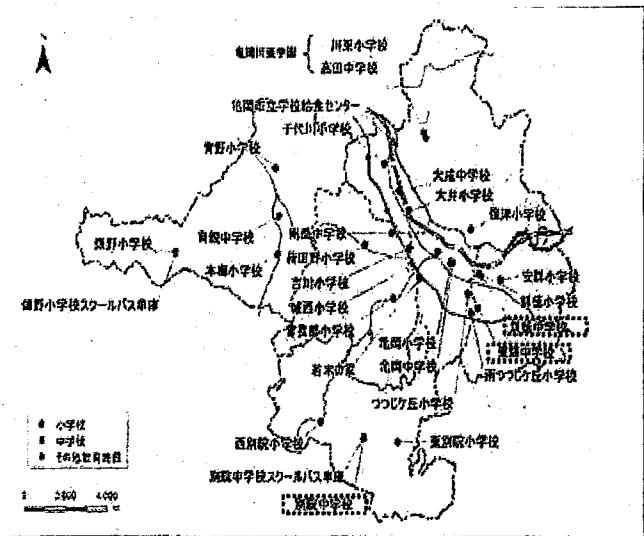
(亀岡市 研修会場前)



(亀岡市 亀岡市議会議長挨拶の様子)



(亀岡市 研修の様子)



(亀岡市内小中学校位置図)

【質疑応答】

(大河内和彦委員)

Q：保護者、地域住民の理解度については、どのように捉えているか。

特に、廃校となる地域の方の理解度、理解を得るための取組について。

A：今現在、東輝・詳徳中学校ブロック、別院中学校ブロックの2つのブロックにおいて学校規模適正化に取り組んでいる。

東輝・詳徳中学校ブロックにおいては、統合・廃校となる学校はない。1つの小学校が900人を超える児童のところもあれば、200人くらいである小学校もある。極端な児童数の開きが生じている。学校の数を変えずに、通学校区の見直しにより学校の規模適正化を行うこととしている。校区を変わることに自体反対であるという声や早く校区を変えて早く実施をして欲しいという声もある。別院中学校ブロックにおいては、中学校の生徒数が20数名となっている。人数の少ない別院中学校を廃校ではなく、休校として、南桑中学校に移っていただく提案をしている。廃校に近い形になるということで、地域の強い反対意見の基になっている。

現在、いずれの小学校も廃校・休校・統合といった具体的に決められたものはない。

説明会に何度も足を運び、まずは、自治会の役員、PTAを対象とした説明会を開催している。別院中学校ブロックにおいては、学校がなくなることに対しては絶対反対であるという声が多く、なかなか次のステップに進めないでいる。地域住民に対しては、その趣旨や効果について繰り返し説明をし、理解を求めている状況である。地域住民の理解度がどのくらいであるかということは十分に把握できていない。説明会の場でアンケートや挙手による調査は行っていない。

いずれにしても、100%賛成、100%反対ということにはならないだろうと思う。ただ、よりよい子どもたちへの教育環境の整備という視点から考えると一定のところでは何らかの対応策を考えていかなければならないと考えている。

(大河内和彦委員)

Q：小規模校の複式学級は、学力に影響を及ぼすと考えられるか。

また、市独自に講師などを雇い、複式学級をつくらない検討はされているか。

A：小規模校の複式学級による学力への影響というのは、データとしては関連性を持ち合わせていない。相関関係があるということを考えているわけではない。

複式学級となっている小学校は、3校ある。東別院小学校全校児童27人、3年生1人、4年生8人で、3・4年生の複式。西別院小学校全校児童19人、複式学級が2つ編成されていて複々式学級となっている。2年生3人、3年生3人で、2・3年生の複式、4年生3人、5年生1人で、4・5年生の複式。保津小学校全校児童44人、4年生5人、5年生5人で、4・5年生の複式。

筆記テストで測られる学力として、全国学力学習状況調査がある。京都府では、全テストが小学4年、中学1年、中学2年で行われている。小学4年生の結果を見ても、顕著な違いはない。

ただ、児童数が少ないため、1人の占めるウエイトが大きい。学校によっては、1人というところもあるため、個人の格差となって表れてしまう。その学年のその時のその子たちの力に合わせた結果が出てしまう。年度により変動がある。

思考力、判断力、表現力という学力の要素については、表現力という部分で学級の数が少ないため、切磋琢磨するというよりは、幼少期から同じ集団で過ごしているため、どうしても人間関係・友達関係が固定されてしまい、大きな学校に比べると表現力に関しては内輪だけのものになっているというのも否めない。

もう1つの学力の要素である主体的に学ぶ意欲については、それぞれの子どもたちに対して教員の指導が手厚くかけられるため、きめ細やかな指導は行き届いているので意欲をもって望むことはできていると言える。

市独自の講師の配置は、検討もしていない。

(安藤聡副委員長)

Q：検討会設置の経緯と議会の関わりについて。

A：亀岡市の人口は、平成12年をピークに減少に転じた。それに並行して、15歳未満の人口も減少しているのが現状である。今後も減少していくのではないかとということでもしっかり取り組んでいかなければならないことであると思う。

市の中心部とそれ以外の山間地の学校で大きく児童生徒数の開きが出てくるようになった。

平成25年に「亀岡市教育振興基本計画」を定め、学校の教育力の向上と魅力ある学校づくりの推進に取り組むということを決めて、取組をスタートするに当たり、学校の規模についてもしっかり検討して進めていかなければならないということとなった。

平成26年度に「亀岡市学校規模適正化検討会議」を設け、平成26年度、平成27年度と2年間に渡って検討を進めていただき、基本方針の基となる提言をしていただいた。

検討委員会の委員に市議会議員は入ってもらっていないが、折に触れ、議会の総務文教常任委員会や議員全員協議会の中で進捗状況などの説明をしてきた。

地域別推進協議会では、その該当地域にお住いの市議会議員に委員として参画いただいている。

(生田目進委員長)

Q：学校規模適正化における課題と予算措置について。

A：予算措置はしていない。保護者説明会の中で時期ありきではないかとの意見や予算措置をしてしまうと推進決定する前に教育委員会含めてやっているのではないかとと言われてしまう。決定してから1年半の期間が必要である。それに合わせて予算措置をするようになる。学校が変わることによる予算措置として、学用品について、ランドセル・帽子・体操着などの校章の変更、学校交流のためのスクールバス借上げ、消耗品、児童や保護者の不安や心配などの軽減のためのスクールカウンセラーの配置、通学路の整備として柵やガードルを設けたり、路面に学童注意と表示するなどが必要となる。スクールカウンセラーについては、現在、中学校にはすべて配置されているが、小学校については17校のうち3校のみ配置されている。

(生田目進委員長)

Q：別院中学校から南桑中学校へ変わる場合の通学に関する距離や基準について。

A：通学距離については、小学校では4 km、中学校では6 kmという基準がある。現在、別院中学校に関しては、2台のスクールバスで通学させている。南桑中学校に移っていただいた場合は、現在使用しているスクールバスでの通学となる。別院中学校であれば20分かかるところを、南桑中学校では、50分から1時間かかることになる。1時間となると文科省の基準のぎりぎりのところの範囲ではある。

Q：適正化基準を検討するにあたって、国の基準では適正な学校規模として12学級から18学級までという設定があるが、国の基準を守らなければならないという部分と地元の皆さんの理解との間で板挟みになっていることはあるか。

A：別院中学校は20数名の規模であり、規模を変えようとしているのであるが、母校をなくすことや国の基準となる12学級から18学級の規模、クラス替えができておおよそ2学級から3学級ができる規模に変えることに対して、クラス替えができることは分かるけれども、小規模の学校でも小規模なりの良さがある、素晴らしい人材を輩出することはできているのになぜ大きな規模にしようとしているのかといった声が寄せられている。

一方、教育委員会で説明していることは、もちろん学力の面も大切なことではあるが、例えば、体育祭、音楽祭、文化祭などの行事をするときに、20数名の生徒がやるということと500名前後の生徒がやるということをイメージしていただくと生徒たちに与える影響、効果を考えてときにより良い教育環境をつくろうとして考えたときには、一定程度の規模の生徒がいる必要があるであろう、その方がより効果が高まっていくであろうという考えをもって説明をしている。しかし、なかなか難しいところである。

総論では、皆さん賛成であるが、自分の子どもが変わらなければならないとなると違ってくるようである。

(安藤聡副委員長)

Q：学区外からの転入は認められているのか。

A：区域外転入については、教育的配慮がある場合は認めている。いろいろな事情があるため、できるだけ、保護者の意向に沿えるような対処をしている。特認校を除き、住所をおいていない方に対しては、基本的に認めていない。

Q：何人以下になったらスクールバスで移動してもらうなどの具体的なシミュレーションを定めていく考えはあるか。

A：中学校区ごとに取組を進めていくことになるが、「亀岡市学校規模適正化基本方針」の30ページに掲載してあるように、例えば、詳徳小学校については、「6 適正化方法の選択肢」として記載している。ただし、人数など数字で決めているものではない。

(大河内和彦委員)

Q：別院中学校について、移行の期日はあるのか。

A：この時期からできれば良いという目標となる時期はある。だが、説明会を開いて住民の意見を聞くと言っているのに、期日が決まっていれば、既に決まっていることだろうという批判の声となってしまうため、住民の声を聞きながら取組を進めていきたいということを説明している。ただ、現状を踏まえるとそれほど時間をかけられるものではないし、準備にも1年半程度は時間がかかる。思っているタイミングで進まないのが現状である。

(佐藤栄久男委員)

Q：大規模校について、施設、教室の確保ができているのか。

A：児童が増加している学校は、このまま推移していけば、教室が確保できないという想定はしている。

児童保育があるが、学校施設を利用しているところがほとんどである。空き教室を利用しているが、中には、通常の教室が足りない、足りなくなりそうだとすることでスペースも確保しにくくなっている。小学校4年生までの受入れしかできていない学校もある。できる学校では、小学校6年生までの受入れをしている学校もある。学校により空き教室、余裕教室がつかれない、ない状況にある学校もあるため、なかなか学童保育の小学校6年生までの拡大や延長などもできていない状況にある。

Q：小規模校の小学校から中学校へ行った時のギャップや問題点はあるか。

A：入学時には、小規模の小学校児童を均等にクラス分けするのではなく、ある程度まとめてクラスを一緒にするという配慮をしている。不調をきたす生徒は見受けられていない。

Q：特認校のパフレット大変良いと思う。小さいなりの学校の特色、魅力があって希望するのか、大規模校が嫌で希望するのか。

A：大規模校では自分の個性が発揮できない子ども、引っ込み思案の子どもなどの保護者が心配して希望している。

自然の中でのびのび学べるということに来てることが多い。

体験ができる学校として、学校の授業内容に魅力があって問い合わせをしてくる方もいる。

(生田目進委員長)

Q：児童数、生徒数の差で部活動による学校区外入学はあるか。

町内会は一緒であるが、学校、育成会は違うといったことによる問題はあるか。

地域の中で学校が異なる、地域のつながりが変わる、崩れるといったことはあるか。

A：亀岡市は昭和に大きく合併している。旧村単位で学校がある。自治会単位で育成会などがある。基本は学校をまたがることがない現状である。今後、学校規模適正化をすすめる中で問題となってくると思われる。

(安藤聡副委員長)

Q：小規模特認校制度について、市独自でやっている制度であるのか。

A：予算は、スクールバス2台約50万円、リーフレット20、30万円。

特色を持たせないといけないということで西別院小学校では、文部科学省指定を受けて「起業体験推進事業」に取り組み、京都府の委託を受けて10分の10の補助で、130～140万円の国庫補助を受けている。

今年度からコミュニティスクールを全学校に設置することになったが、東別院小学校では、コミュニティスクールを設置し、30万円、そのうち国から10万円の補助金を受けている。

(正木義輝学校教育課長)

Q：「亀岡市学校規模適正化基本方針」の4ページの児童数から見ると、畑野小学校や本梅小学校で複式学級ができそうな人数であるが、複式学級の導入はないのか。

また、教員の複式学級の指導方法、わたり、ずらしが出てくるであろうが、複式学級への教員研修は設けているか。

A：畑野小学校、本梅小学校の2校については、児童数が50人くらいで、各学年に10人前後いることになるため、ただちに複式学級になるという状況にはならない。

市独自で研修を設けていることはない。各学校でそれぞれ取り組んでいる。京都府のへき地校の研修会であったり、外とのつながりの中で研修をしてもらっている。

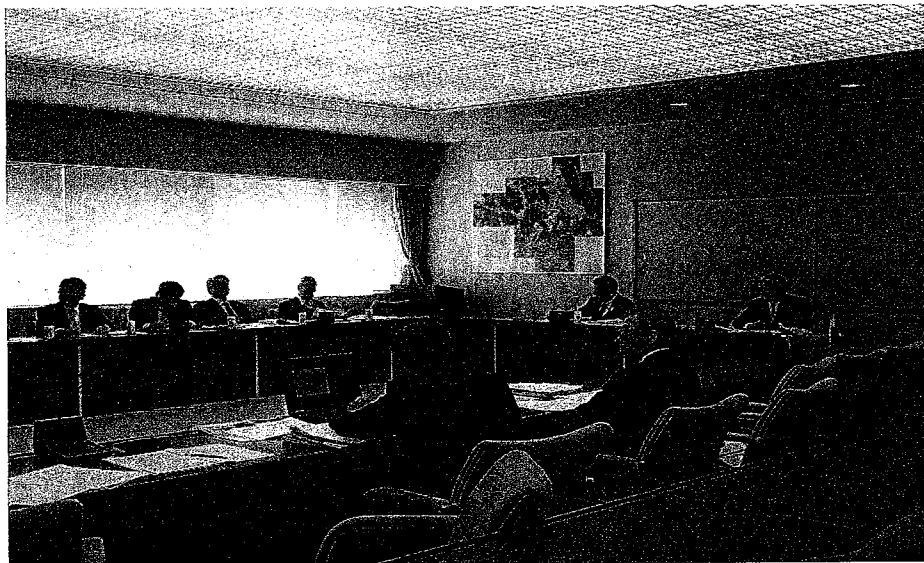
(安藤聡副委員長)

Q：平成26年にアンケートを実施されているが、その内容について分かるものはあるか。

A：「亀岡市学校規模適正化基本方針」の32ページ以降に当時行った意識調査の結果が集約されている。

Q：質問項目については。

A：当時の質問項目から整理をしたものを掲載している。



(亀岡市 研修の様子)

【各委員の調査所感】

(生田目進委員長)

京都府亀岡市は、人口 89,912 人の街で、本市と人口規模が類似する都市である。近年は、少子化に伴って児童生徒数が減少し、クラス替えができない小規模な小中学校が増加し、周辺地区の一部では、複式学級となっている。さらに、中心市街地に隣接する地区では、住宅開発により児童生徒数が急増し、大規模化している学校も見られることから、教育上・学校運営に様々な課題が指摘され、児童生徒が健やかに成長していくためには望ましい学習・集団活動を形成し、より良い教育環境の下に魅力ある学校づくりを進める必要があったことから学校規模の適正化に取り組んだ事例である。

学校は、地域コミュニティの中核施設として、子どもたちは、学校や家庭だけでなく、地域に適応していくために必要な知恵を得ながら成長し、年齢や立場の違う人と触れ合い社会経験を積み重ね、社会性や公共性を培う場として、最も重要な施設であると同感するものである。

亀岡市は、これらの状況を踏まえ、より良い教育環境づくりに適正な学校規模の在り方を検討するため、平成 26 年 8 月に学識経験者、学校関係者、自治会組織関係者などで構成する「亀岡市学校規模適正化検討会議」を設置して協議を重ね、平成 28 年 1 月に提言をし、この提言を基調に、パブリックコメントの意見など総合的に判断し、亀岡市教育基本計画の「ともに学び、ともに育ち、ともに生きる、亀岡教育の創造」を基本理念とする、適正な学校規模や適正化の取組方法等を基本方針として取り組んだ事例である。

説明を聞いて感じたことは、全国の多くの自治体が抱える人口減少社会問題は、少子化による学校統廃合や複式学級の推進、部活動の在り方、学区見直しなど、学校規模適正化に向けた取組は、現実的に行政の喫緊の課題であると強く感じ、それぞれの地域の保護者から理解を得るためのハードルの高さも強く感じた。

更に感じたことは、次代を担う地域の子どもたちへの人間形成に熱い思いと教育環境の整備として、学校規模の適正化への意欲ある取組を強く感じた。本市も同じ課題を抱えることから、今後における教育福祉常任委員会活動の中で精力的に活発な議論に努め、本市の課題解決のため、亀岡市と同様な取組として、学校規模適正化についての重要さを強く感じる行政調査であった。

更に思ったことは、保護者のりかいは得る重要性を考えれば、本市の保護者の集まりである PTA 教育懇談会や校長会などで先進事例である亀岡市の教育委員会担当者を招聘し、教育行政の今後の在り方として講演いただくことを強く求めたいと感じた。

(安藤聡副委員長)

まず方向性を示す必要がある。教育振興基本計画に適正化を位置づけすることを強く望む。課題の情報共有になる。合意形成など大変だが、統廃合ありきではなく 20 年くらいかけ個別実施計画を策定すべきと感じた。対応は小規模校では複式やスクールバス、大規模では校区見直しやプレハブ校舎などになるが表面に出て来てからの課題対応ではなく、潜在的な課題への一手としても早期の取組が重要と感じた。

小規模校や複式学級のメリットもあるが教育機会の幅をこれ以上広げてはならない。小規模特認校制度は経過措置として有効だ。長期的には土地利用やマスタープランなどの見直しを行い、住宅地など人口対策も必要と感じる。コンパクトシティの地区拠点づくりにも通じる。

(大河内和彦委員)

少子化に伴い、児童生徒が減少し、クラス替えが出来ない小中学校が増加、一部では複式学級になっている。本市と同じ傾向。

現在、小規模中学校の校区見直しの協議中であるが、地区の住民から学校がなくなることに對しての抵抗があり、回数を重ね説明を続けるもめどが立たない状況。

自分が卒業した小中学校も、児童生徒数の減少が進み、今後が心配な部分であるのと同時に、地区から学校がなくなるのは抵抗を感じる。

須賀川市においても、市内全域で小中学校の規模適正化を進めなければならない時期に来ている。

協議・検討を進めていく中では、子ども達の未来を最優先に考え、自身の思いで子ども達の未来を決めてはならない。協議・検討の中心は、子ども達の未来でなければならぬと感じた。

(佐藤栄久男委員)

今回、一番びっくりしたのは、私の地域（西袋地区）の小学校の規模の格差よりも痛切に悩み、苦勞している地域があることでした。

当西袋地域の小学校の実情、

○西袋第一小学校は、マンモス化しており、教室も満杯で特別教室を活用し、体育館も小さく、入学、卒業式等は全校児童では利用できない。

また、運動会などは、父兄がゆっくり観覧できないなどいろいろな弊害がある。

○西袋第二小学校（我が母校）は、複式学級が2つ、全校児童数は、50人程度と教室も余裕があり、体育館、校庭ものびのび利用できるスペースに恵まれている状況。

今回の視察ポイントは、

○学区変更への保護者、地域住民への説明会の内容について

○保護者、住民の理解度について（廃校など）

○統廃合や校区の見直しをしても、従前の機能維持・向上に努める手法について

○使用されなくなった学校の多面的活用内容について

○複式学級の学力への影響及び複式学級を作らない検討内容について

○検討会設置の経緯と議会の関わりについて

○基本方針策定のメリットと策定までの障害や対策について

○基本方針の利用状況について

○総合計画や都市マスタープランとの連携について

○学校規模適正化における課題と予算措置について

○複式学級への理解について（地域、保護者、児童、行政）

モデル地区の設定や学校間連携、児童間の連携授業、活動の実施、地区説明会や年度ごとの推進計画の策定等に大変苦慮しているとのこと。

当市においても、小学校ばかりでなく、中学校も規模の格差が生じているのが現状。児童、生徒を最優先に考えなければならないことは十分理解していても、

○歴史的な問題点（地域ごとにあるがゆえのいろいろな経緯による学区の変更の難点）

- 保護者の勤務先等での居住地からの学区の変更
- 部活動による学校指定傾向（スポ少との関連等）
- 児童クラブ館の関係

等の諸事情によるものが多い傾向。

今回の視察で目を引いたのは、

- 小規模小学校が独自に転入学児童の募集パンフレットを作成し、その小学校の特色や魅力的な内容をカラー印刷で事例紹介等を掲載している。
- 学校説明会、授業公開、地域活動参加等も開催して、かつ募集要項等も作成して積極的に取り組んでいる。

ことに感銘を受けました。

今後の当市の取組として具体的に積極的に対応すべきと思います。

- 地域ごとに小中学校一体としての考え方（小中一貫校への誘導）を積極的、早期対応。
 - 通学距離、手段等への行政支援方策による規模格差の解消施策の検討、実施
- 「子どもは日本（世界）の宝」－ 明るい未来の先導者です。
 しっかりした「人権尊重」を基礎とした教育を目指しましょう。

（佐藤瞭二委員）

亀岡市は、教育振興基本計画の下、平成 26 年 8 月学校規模適正化に関する主体の広範な意見を収集・反映するため「亀岡市学校規模適正化検討会議」がスタートし、計 8 回の会議により、「亀岡市学校規模適正化基本方針」を提言されていました。

子どもにとって、より良い教育環境の実現のため、時間軸を充分に取って、ゆっくりと方向性を地域の方々と共に進めていました。

小規模校に対しては、複式学級を採用せず、小規模ならではの特別体験満載の学習カリキュラムを設け、一人一人の個性を引き出す学校の取組となっており、管内一律である必要はないと感じました。

本市においても、今後の子ども達の減少を考慮すると早急に学校規模適正化検討会議を設置し、現状の把握と将来の予測、地域性、保護者の考えを収集しておいてもいいのではないかと考えます。大規模校、小規模校のメリット・デメリットを調査すべきと考えます。

（大内康司委員）

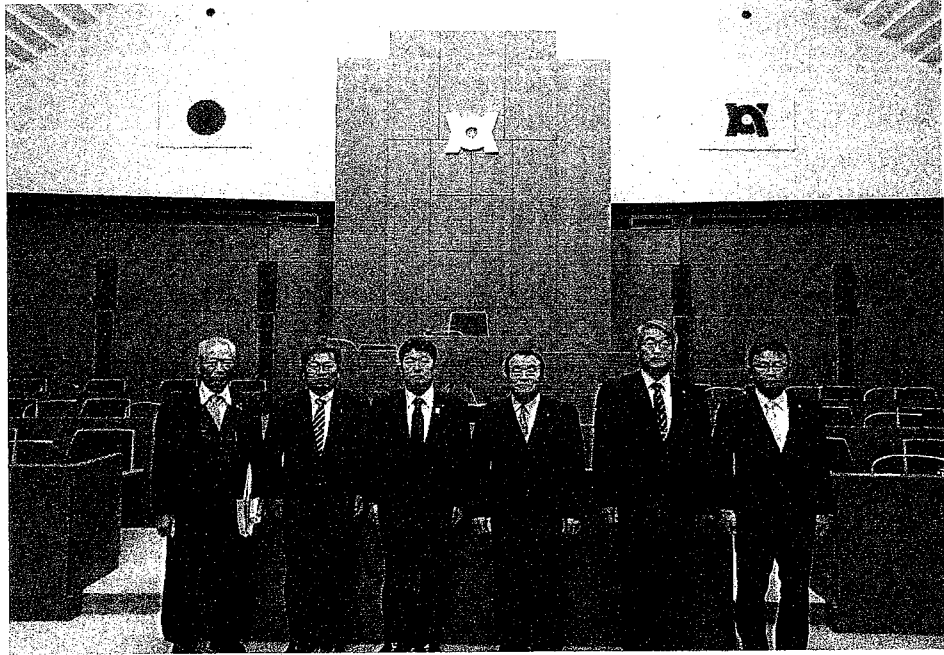
平成の合併による近隣の山間地では、小学校児童の入学生が 4 人と亀岡市内 19 校の中で 2 校、中学校 8 校中 2 校が 2 人の状況である。

小学校 2 校では、入学児童募集のチラシを市内に配ったりしている。

大阪、京都のベッドタウンとして、駅前開発を実施中で交通の便の良いところでは、人口増が見込まれており、一方では、マンモス校化することが予想される。

学校規模の適正化基本方針に沿った方向を実施しないと大変な事態になるのではないだろうか。

適正な通学距離や通学時間、学校の統合や学区の見直し、特認校や小中一貫校への取組等問題点が多く見られ、今後の取組が注視されそうです。



(亀岡市 亀岡市役所「議場」にて)

行政調査の概要

委員会名	議会広報常任委員会	調査期日	平成 29 年 11 月 8 日～ 9 日	調査先	埼玉県深谷市
参加者	委員長 大寺 正晃 委員 佐藤 栄久男、渡辺 康平、水野 透 横田 洋子、本田 勝善、関根 保良、大越 彰 随 行 大槻 巧、渡辺 正彦				
調査事項 : 議会広報について 【埼玉県深谷市の概要】 1 市制施行 昭和 30 年 1 月 1 日 2 面積 138.37 km ² 3 人口 144,332 人 (平成 29 年 9 月 1 日現在) 【議会広報誌の概要】 1 名称 深谷市議会だより 2 発行回数 定例会開催月の翌々月 1 日発行 (年 4 回) 3 発行部数 45,300 部 4 配布先 自治会長を通じて各戸配布。ほか、関係機関及び団体。 市関連施設・市内金融機関等に配布。 5 発行経費 約 601 万円 (配布費用含まず。) 6 規格 サイズ: A4 版 2 つ折り ページ数: 年間 68 ページ 7 編集者 議会だより編集委員会 (議員 8 名 各常任委員会、議会運営委員会から 2 名ずつ選出、 事務局 2 名) 8 記事の編集 原稿 (一般質問以外) ごとに委員の担当制とした。 記事は、「である体」で統一 一般質問の記事は議員名を掲載 (会派名や顔写真は掲載しない。)。また、質問者 1 人につき、イラスト又は写真を必ず 1 つ入れる。					

編集委員会に印刷業者の出席を求め、編集委員と業者の打合せで、レイアウトを決める。

- 9 編集上の問題点 特集記事のレイアウト構成や効果的な写真の使い方など、見せる議会だよりを目指しているが、模索している面もある。
- 10 表紙写真とテーマの決定 深谷の魅力
- 11 発行のポイント いかにも読んでもらうか（見せる議会だより）。文字数、レイアウト等を工夫しているほか、難しい言葉を使わない。
市報との棲み分けを行う。市報は市で決まったこと。議会報は、決まっていく過程を重視している。

【編集スケジュール】（編集委員会を3～4回開催）

- ・ 編集委員会1回目 編集スケジュールの確認。ページ数・ページ割の決定。
（議会初日） 議案のポイント（市民が関心あるのはどの辺りか確認）
↓
- ・ 編集委員会2回目 原稿依頼（一般質問以外）。原稿締切は議会閉会后1週間。
（議会最終日） （事前に正副編集長での紙面割り（段組み）を行う。）
↓
- ・ 編集委員会3・4回目 原稿校正・表紙の決定・レイアウト変更等協議。最終校正。

【事前の質問事項】

1 表紙、特集記事等について

① 表紙のデザイン、コンセプトについて及び現在の表紙になった経緯について

→深谷発見、気づきをコンセプトにしており、今回は観光協会で賞をとった写真を選んだ。人を表紙にしている議会だよりは多く、関係者に読んでもらえるプラス面があるだろうが、どこも同じくなくなってしまうと考えている。以前は、公民館を順番に割り振っていたが、面白さがないと考え、現在の表紙になった。今後も表紙については、頭を悩ませるが、常により良いもの、興味をそそるものを探し続けたい。表紙は商品の顔と思うので、インパクトがあれば手にとってもらえると考えている。

② 特集「あの話、どーなった？」について

- ・ スタートするきっかけについて
- ・ テーマの考え方、決定方法、取材方法について

・当局と協議した上で、項目を決めるのか。

→委員長が変わった時、紙面が埋まらず時間もなく、何を載せるか考えた時に、市民の関心が高い事の特集しようとなったのがきっかけである。また、議会だよりに対する市民の反応を知りたく、高校生、新成人（実行委員会をとおして）との懇談記事を行ったが、若い人の政治に対する意識を知るきっかけとなった。また、記事が少ない6月、12月に特集記事を載せたいと思った。

これは3大改革（カラー化。パンチ穴をなくした。特集記事を組んだ。）の一つとして行ったものである。その他、県での勉強会に編集委員1～2人が会議に参加し、自分たちが作成した議会だよりの評価を聞いている。

住民を巻き込んだ紙面づくりの参考のため、東京都瑞穂町の町議会だよりを視察した（東京都あきる野市が住民を巻き込んだ紙面作成をしているため視察予定だったが、予定があわず変更した。）。市民をどう巻き込んでいるかについては、さいたま市議会だより（通称ろくよん－64人の議員から）が電通で作成していることから、電通にも勉強に行った。このように、1～2年での改革ではなく、少しずつ改革してきたものである。編集委員長が2年毎変わるので、委員長のカラーで編集が進んできた。

③ 学校応援団等シリーズの採用方法、取材方法について

→視察、勉強会を重ねるうちに、どう市民に手をとってもらえるかについて、市民を登場させることができると考えた。最初はボランティア団体を載せていたが、頭打ちになり、その次に19小学校に学校応援団があるので、順次行っていくこととなった。学校の先生に記事掲載を依頼。写真2枚を載せる決まり。最初は、表面に小学校の写真をのせていたが、表紙は変更となった。

④ 文字ポイントの考え方について

女性の方が敏感と考えている。どういった色目を使うのが、効果的に見せることができるのかを考えている。様々な市議会だよりを見たが、シンプルで色を使わない方が見出しが強調される、原色に近いと色目が強く読み進めるのに抵抗があるため、パステル系選んだ。たくさんの色を使うと目移りするので、色を絞りこんだが、色は委員の好みで選んだ。また、色見本を印刷会社からだしてもらい、あまり大きいと見にくい、小さいと読みづらい等、切り貼り等を繰り返して行いイメージした。なお、業者が変わると、紙質も変わり、色合いが変わってくるので、その点は苦勞している。

⑤ 一般質問の記事に顔写真を入れないのは何か理由があるか。

→最初から入れるとの話がなかった。一般質問する人とならない人がいるので、それを考慮して決めた部分もある。

2 編集体制、予算等について

① 編集委員会と議会事務局の役割分担について（レイアウト、記事作成、写真掲載など）

→平成 22 年までは、ひな形がきまっていたので、事務局で9割以上作成していたが、現在は記事の9割以上議員が作成している。事務局は、校正作業（漢字の間違い、一般質問原稿内容の当局確認など）

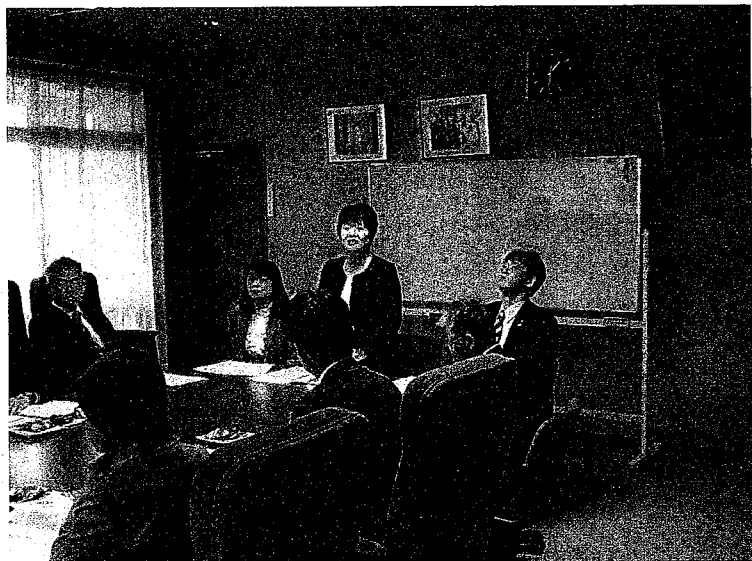
② 広範囲の題材であるが、取材の仕方、役割分担及び人員の配置について

→委員長がその都度委員に頼んで決めている。

3 市民の意見等について

① 市民の反響、読者数等の把握、市民に対するアンケート等の実施について

→今までもそして今後も一番の課題。アンケート、傍聴者の一言も実施したことがあったが、しっくりきていない。市議会だより見たとの声があがってくるので、一番と考える。



(研修の様子)

【質疑応答】

(渡辺康平委員)

Q：9割議員が作成とのことだが、決算の記事はすべて委員が作成しているのか。

A：賛否の表は事務局だが、その他文字、表すべて担当委員が作成した。なお、決算予算はこれまで縦だったが、他市のデザインを参考に横にレイアウトを変更した。

(水野透委員)

Q：表紙のタイトル表記について、1号のみ違う理由は。

A：業者変更により、データの引継ぎがうまくいかなかった。

(大越彰委員)

Q：目次をのせない理由について。

A：表紙は、なるべくシンプルにして、写真を生かすためである。目次があるから、中を見てもらえるものではない。さいたま市議会だよりでは、フリーペーパーの感覚で若者にも手に取ってもらえたとの反響もあったと聞いたため。

Q：年間スケジュールは。なお、閉会中の議員活動を掲載しているのはいい。

A：3月議会は予算、9月議会は決算でページを多く使う。6月、12月に記事が少ないので、そのときに特集記事を組んでいる。

(横田洋子委員)

Q：本市は常任委員会のページあるが、深谷市ではないが、その理由は。

A：市民からすると常任委員会、本会議の差異はないと考えている。市民目線で深谷市では、分けていない。平成23年までは、委員会での質疑等の記事があったが、条例で区切った方が分かりやすいと考えた。質問について、市民に分かりやすいように、表現等を訂正している。とにかく市民目線で、分かりやすく。委員会のページなくなったので、委員の紹介のみ別途行っている。

Q：決算特別委員会での記事内容について

A：議会開会前から記事になることを想定し、質疑を行っている。

(関根保良委員)

Q：いかに広報を読んでもらうために、こういった取組をしているか。

A：編集の軸を定めて、ぶれずに作成するかである（市報との棲み分け）。また、細かいチャレ

ンジを繰り返している。議会だよりの役割として、議会改革と同じ歩調になるのではないか。同調したときに、市民からの反応が訪れると考える。なお、編集のプロではないので、特別なテクニックはない。なお、埼玉県寄居町議会では、デザインをプロ（デザイン会社の会議録センター）が担当している。予算がないので、そういったテクニックを模倣している。

（佐藤栄久男副委員長）

Q：市報との表紙の棲み分けは。

A：市は人の顔がでている写真。調整はしていないが、お互い意識していると思う。

Q：配布方法は。

A：毎月1日が市報の発行となっているので、そちらに織り込んでもらっている（秘書課の予算）。シルバー人材センターで各自治会長に配布。自治会所属以外には配られない。

（大寺正晃委員長）

Q：配布重いと意見はないか。

A：100部単位で組んでいる。

Q：議会側と業者の役割分担について。業者はデザイン等を行うのか。

A：業者にデザイン料は入っていない。エクセルとワードで作成したものを切り貼りしてイメージして伝えている。データは別途業者に渡す。

Q：業者への打合せ参加について

A：契約に各号1回の立ち合いが入っている。

Q：一般質問はテープを聞いて作成しているとのことだが、そのチェック方法は。

A：所管課にチェックしてもらう。内容相違があった場合は仲裁する。

その他

Q：一般質問の記事について、最終日から1週間で入稿されているが元になる原稿（粗原稿等）があるのか。

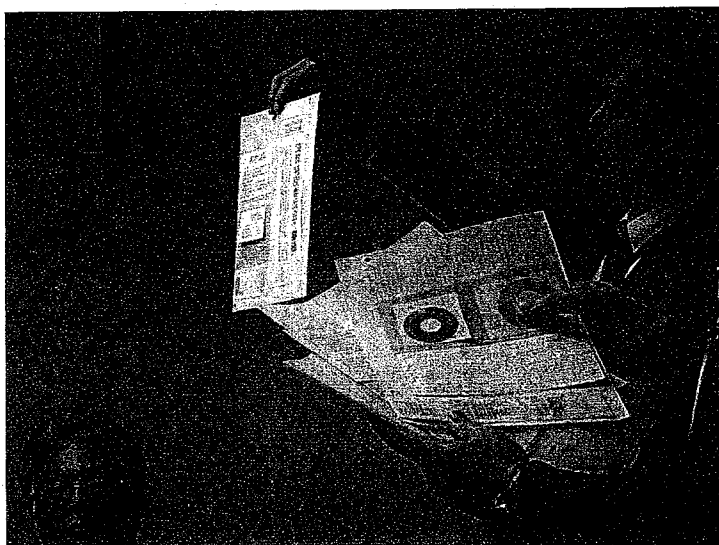
A：委員会は委員長報告を基に作成している。本会議、委員会ともに音声データを委員自ら聞いて、原稿を起こしている。

Q：業者の編集委員会への参加について

A：3回目の編集会議に参加。

Q：最終入稿からどの位で、業者から原稿くるのか。

A：特集記事を優先的に作成いただいて、一般質問は最後になっている。



(切り貼りの様子)

【各委員の所感】

(大寺正晃委員長)

魅力的な写真を使用したシンプルな表紙に思わず手が伸びる。

毎号、深谷市の魅力をテーマとした写真を採用している。色にこだわった編集により、全ページ読みやすいと感じた。

若者にも読んでもらうために、フリーペーパーのイメージをデザインや紙質に取り入れ、手に取ってもらうための工夫が感じられた。

「あの話、どうなった？」の記事や、高校生・新成人・小学校と連携した特集記事が魅力的だった。

決定事項よりも決定するまでの過程をより詳しく伝えたいというスタンスに共感を覚えた。

毎号の「議会のうごき」は、本市でもすぐに取り入れてみたい。

編集作業は、パソコンではなく、紙を切り貼りして仕上げるというアナログ的な作業に驚いたが、印刷業者にイメージを伝えるのには最高の方法だと再認識した。

これらの調査結果を参考に、新しい特集記事や読みやすい編集に取り組んでいきたいと思えます。

(後記)

今回の行政調査では、まねしてみたい取組がたくさんありました。丁寧にご説明いただきました深谷市議会の編集委員の皆様と事務局の皆様には厚く御礼申し上げます。

何よりも刺激になったのは、委員の皆様が熱い思いを持って編集に情熱を傾けていた事でした。

まねをすべきは、技術ではなく、取り組む姿勢だと痛感した次第です。

(佐藤栄久男副委員長)

今回は「深谷市の議会広報」が、表紙をはじめ特集記事、レイアウト、一般質問等の内容が奇抜で興味深いものがあったので、視察先に決定いたしました。

石川委員長をはじめ4名の委員及び事務局の方々に歓迎を受け、大変質問等しやすく参考になることが多かった。

今回事前に

① 発行回数、発行部数について

② 印刷予算について

③ 編集担当者について

④ 業者との契約方法について

⑤ 製作工程について

ア 編集スケジュール

イ 記事の編集について

⑥ 編集上の問題点について

⑦ 表紙写真とテーマの決定について

⑧ 編集委員の選出方法について

等について質問事項を連絡して各回答等をいただきました。中でも

○年間のページ数を計画して印刷業者と契約する。また、印刷単価も指名競争入札により当市よりかなり安いこと。

○編集委員会をスケジュールにより原稿締切り期限を守り、時間等の無駄を省いている。

○一般質問の記事は議員名及びQRコードを掲載（会派名や顔写真は掲載しない）

また、質問者1人につき、イラストまたは写真を必ず入れている。

○編集委員会に印刷業者の出席を求め、編集委員と業者の打合せで、レイアウトを決めている。

○特集記事のレイアウト構成や効果的な写真の使い方など「見せる議会だより」を目指して各委員のアイデア等を出し合っている。（得意分野の活用）

○表紙について「深谷市」の魅力ある祭り、伝統、特産物、職人等を掲載している。

○委員は各常任委員会、議会運営委員会から各2名ずつの計8名で構成している。

○レイアウト、記事作成、写真掲載等の9割が委員で実施している。

等、「さすが」と思う点が一杯あり、「議会広報委員」の自覚と責任感が痛切に感じられました。

これからの「議会広報委員」の仕事をしていく上で、大変勉強になりかつその「重大さ」「重要さ」「使命感」等を再認識いたしました。

「市民が知りたいことを知らせたい」

(渡辺康平委員)

深谷市における議会だより「ふかや議会だより」の特徴として以下の二点が強調されている。

- ① 市民に分かりやすく、読みやすい議会だよりを目指すため、文書を難しくしない
- ② 市報と議会報の違いを出すためには、議会における決定までの道のり（プロセス）を重視する
特に、議会だよりの文字や見出し等の色彩には「原色を使用しない」「パステル系のカラーを使用する」など強いこだわりがあり、印刷業者から「色見本」を取り寄せて、編集作業を行っている。

こうした「分かりやすく」「読みやすい」という軸とする理由として、当時の広報委員長が「市民目線による議会だより」をコンセプトに「議会報の改革」を進めてきたと聞く。

さらに、議会報が市民の興味を引くために「高校生対談」「新成人対談」といった特集記事や、「ボランティア団体の取組」「学校応援団の取組」を掲載している。こうした市民参加の特集記事が、今後の議会だよりの作成における「気づき」になるため、本市議会だよりにおいても、検討すべき内容であった。

深谷市議会広報委員会では、編集上の問題点として、「特集記事のレイアウト構成や効果的な写真の使い方など、見せる議会だよりを目指しているが、模索している面もある。」と答えている。これまで委員会において視察してきた自治体の議会報と比較しても、深谷市の議会報は徹底した市民目線であるが、さらに探求・模索する姿勢は大変素晴らしいと感じた。

本市議会だよりも、深谷市議会だよりのように「分かりやすく」「読みやすい」市民目線の議会報作成を目指していきたい。

(水野透委員)

深谷市議会では「読んでもらわなければ、話にならない」という意識の下に市の広報紙（市報）と差別化を図りながら編集している。例えば、市報の表紙は「人」の写真が採用されているが、あえて議会だよりは「風景」や「発見」をコンセプトに表紙を選定している。また、タイトルも落款のような丸で囲い、目次などは極力少なくあるいは、号によっては無くしている表紙もあるとのこと。写真がクローズアップされることで、まずは手に取ってもらえるという効果を狙っている。

私たちの編集会議では、人が入った写真を表紙にすることで、関係者が手にとり、口コミで広がる効果を期待できると考えていましたが、まったく逆の発想に気づかされました。

また、町・村役場の職員を対象とした議員向けの議会報の勉強会が開催されているので、深谷市議会では委員構成が2年毎に替わるため、その勉強会に参加しているとのこと。確かに、広報委員になって初めて広報編集に携わる議員がほとんどであるため、本市議会でもそのような

勉強会に参加する必要性を感じました。

具体的な編集については、編集日程の関係で委員が一般質問等の音声データを聞いて原稿を起こしていると伺い、大変な労力をかけていると感心しました。本市議は会議録の粗原稿から議員自らが原稿を起こしているため効率的である反面、編集時間が長くなってしまいうデメリットもあります。深谷市では本市よりも半月早く発行しています。定例会の翌々月の1日発行ということで、そのようなご苦勞をされているということです。市報と同一日に発行は、市民の方に一緒に読んでいただけるというメリットもあります。本市議会でも検討すべきではないでしょうか。

パンチ穴を無くしたり、パステル系の優しい色でイメージしたり、高校生や新成人との対話記事を載せるなどの様々な工夫など大変参考になりました。今回の先進地事例を参考にしながら、今後の編集会議等で新しい取組を提案していきます。

(横田洋子委員)

- 深谷市議会の「議会だより」の表紙編集のコンセプトは、「深谷市の再発見」「新しい気づき」を発掘、提示する事。この思いから、風景、働く人、祭りや市の行事などの写真を観光協会写真コンクールの受賞作品等を使用しているものもあり、毎号が魅力的なものになっています。
- 市の広報との差別化をどのように考え編集しているかについては、議会での審議、議決までの過程を市民の皆さんにお知らせし、議会の役割を理解していただける視点を重視している。また、市民の皆さんに手に取って頂き、読んでもらうために口語調にしていること、見出しの付け方を工夫していると説明がされました。これらは、大変参考になり、「ふかや市議会だより」を開きますと分かりやすい、柔らかな見出しによって本文へ目がいくように思えます。
- 市民生活に関わる予算編成の内容、決算審査の質疑の特集記事掲載は、本委員会の今後の検討課題ではないかと考えます。

(本田勝善委員)

深谷市議会広報編集委員会においては、編集委員会に印刷業者の出席を求め、編集委員と業者の打合せでレイアウトを決めていた。

本市の広報委員会においても今後はより市民に「分かりやすく」「読みやすく」「見やすい」紙面づくりを目指していく上では業者との打合せなども必要ではと感じた。

また、市民が議会だよりに何を望み、何を求めているのか検証していく必要があると思われる。今後も議会だよりが多くの市民に読んでいただくために更なる努力をしていかななくてはならない。

(関根保良委員)

埼玉県深谷市は人口14万4千人と本市の倍となっており広報の発行部数も4万5千部余りであった。編集委員数は本市と同様で8名で構成されていたが、委員の選出方法が違い各常任委員から(議会運営委員会も含め)2名ずつの選出となっていた。紙面における委員会の内容や情報は正確な紙面づくりとして大切な部分になると感じる。

また、広報の作成には他の自治体などの良い点等を参考に常により良い広報づくりに努力していることは感心できる。

共通の問題点として、発行した広報が市民の皆様にとどの程度、読んでもらっているかであった。それらの問題に対し次のことが当面考えられる点として上げられる。

(1) 市民を巻き込んだ紙面づくり

(2) アンケートなどの実施

により作成した広報が多くの市民の皆様にご覧いただき、議会活動や議員活動が理解され親しまれる広報づくりにしていくべきと感じました。

(大越彰委員)

議会広報の役割は議会での議論や活動内容を市民に知っていただくことにあると思う。そのためには市民に議会の役割を理解し注目してもらえないと議会広報は読んでもらえないと思う。そのためにはどのような取組が必要か考えなければならないと思う。深谷市議会議会だより編集委員でも一番は市民に読んでもらえる紙面づくりに心掛けている。

表紙は深谷市の良いところ、発見、興味をそそるコンセプトで仕上げている。目次を細かく載せない所は表紙で内容が分かりづらいがスッキリ感を出して写真を際立たせることで、あえて記載していない。

編集委員会で約9割を製作しており、ページ数も本市より多いため、特に特集記事については大変な苦勞であると感じた。

これも市民に読んでもらうためのもので、委員会で議論をし、取り組んでいることは素晴らしいと思う。概念にとらわれず、工夫を凝らしてやってみることは必要なかもしれない。

深谷市の議会だよりで市民と議会とのやりとりの特集記事や閉会中の議会活動を知らせる議会の動きは、市民に閉会中どんな活動をしているのかアピールすることができ、理解も深まるので検討し実施してみる必要はあると強く感じた。

市民目線に立った議会だよりのあり方をよく議論していくことが必要なんだと深谷市の編集委員の思いを感じた。

委員会名	議会運営委員会	調査期日	平成30年 2月7日～8日	調査先	千葉県柏市（行政） 埼玉県北本市（企業）
参加者	委員長 五十嵐 伸 副委員長 丸本由美子 委員 溝井光夫 佐藤栄久男 安藤 聡 相楽健雄 生田目進 大内康司 議長 佐藤瞭二 随行事務局 松谷光晃 大槻 巧				

《柏市議会》

調査項目 議場における大型スクリーンの活用について

【市の概要】

- (1) 人口 421,792人
(平成30年2月1日現在)
- (2) 世帯数 183,061世帯
(平成30年2月1日現在)
- (3) 面積 114.74 km²



【調査時の様子】

1 柏市の概要

柏市は、東京都心部や成田国際空港、幕張新都心などから30キロ圏内に位置し、道路や鉄道の交通条件に恵まれた都市である。

柏駅周辺には千葉県北西部地域や茨城県南部からの来訪者も多く、約397万人の商圏人口を有しており、若者が集まる活気にあふれたまちであり、また、プロサッカーチームや女子バスケットチームの本拠地でもあるなど、スポーツを活かしたまちづくりも特徴的である。さらに大学や行政機関、病院、研究所等の施設も集積しており、公民学連携による国際学術研究都市・次世代環境都市を目指した新しいまちづくりを展開しており、平成23年には「環境未来都市」「総合特区」に指定されている。

2 柏市議会の概要

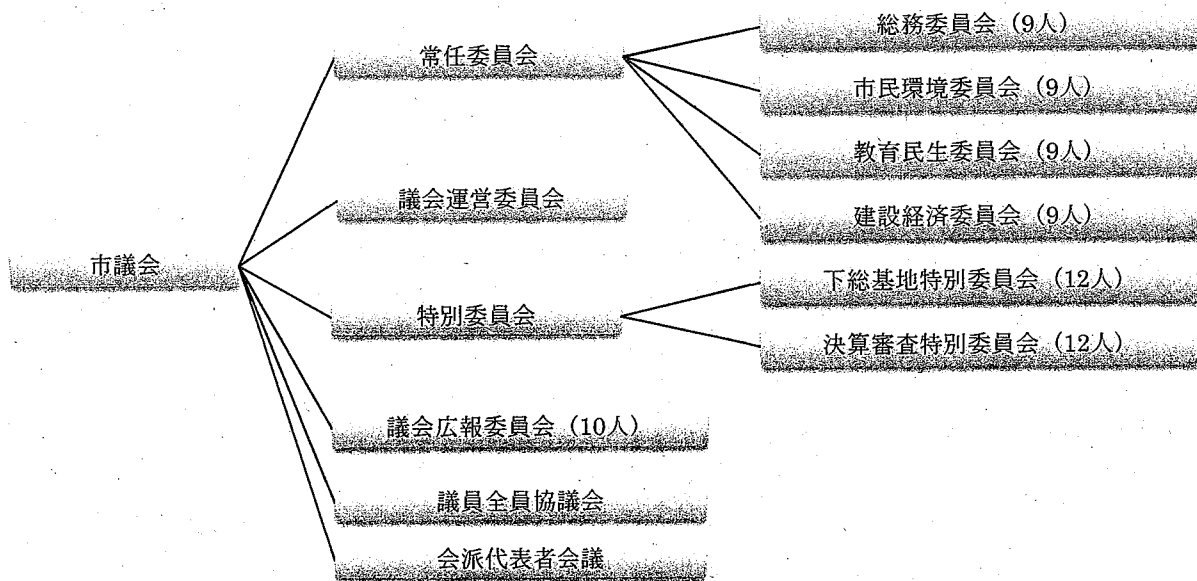
(1) 議会の構成

柏市議会は、議員定数36人で構成され、会派は現在6会派ある。委員会は4つの常任委員会、議会運営委員会、2つの特別委員会、議会広報委員会等が設置されている。

決算審査は9月定例会で特別委員会を設置し、閉会中に審査を行い12月定例会で認定する方法としている。一方、予算は4つの常任委員会へ分割付託し、それぞれの委員会で審査を行っており、予算委員会単独での設置はしていない。

構成図としては、次のとおりである。

【柏市議会構成図】



※予算は4つの常任委員会で分割して審査を行う。(予算委員会単独設置無し)

※議会運営委員会は会派人数の2人に1人の割合(人数×1/2)で選出しており、そこに正副議長を入れた現在16人で構成されている。各会派から選出されているため、原則、会派代表者会議は開催せず、議会運営委員会で協議・決定している現状にある。

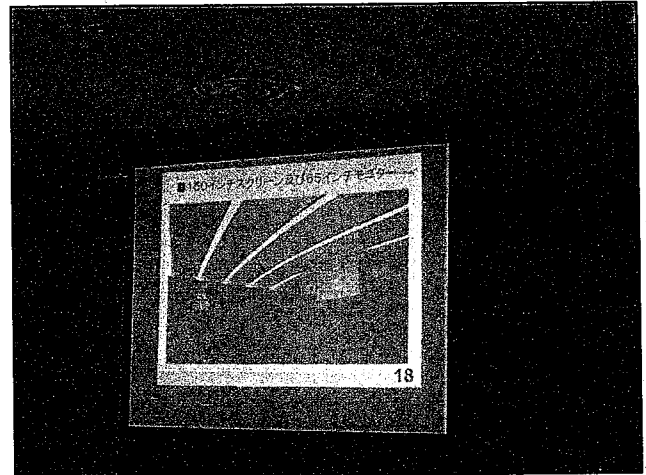
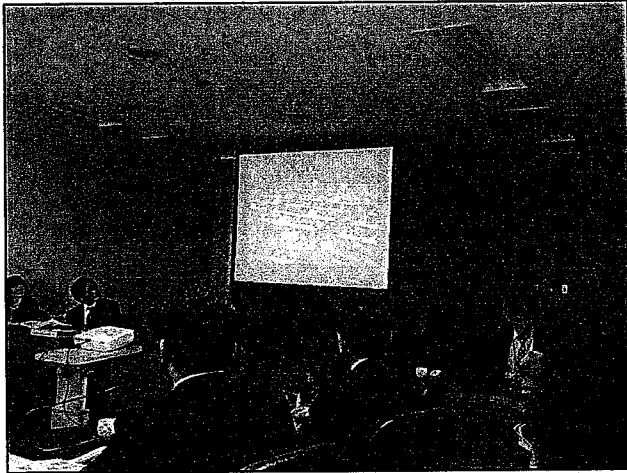
(2) 本会議・委員会の開催状況

- ・定例会は年4回の開催であり、通例としては第1週目の金曜日招集で開催されるが、3月・12月は前月末の金曜日開催としており、また、3月は代表質問を行うため、他の定例会よりも会期が長い。
- ・調査時には委員会の説明はなかったが、いただいた資料を見ると閉会中の審査は基本的には行っていないようであった。
- ・議員、委員会提出案件の状況としては、ここ数年は意見書案や会議規則改正に係る案件のみとのこと。
- ・請願、陳情については、請願のみ委員会へ付託している。この背景としては、年間100件にも及ぶ陳情があり、議案審査や請願審査へ影響があったことや、請願と陳情の区別を明確にする必要があるとの声から、平成12年の議会運営委員会で陳情は全議員へ写しを参考送付することを決定。(陳情を見て議員が請願とすべきと判断した時は、議員が直接陳情者に連絡することとしている。)
- ・会議時間は、本会議は会議規則第9条により午後1時～午後5時とされており、委員会については規定がない。(通常は午前10時又は午後1時が多い)
- ・質疑及び一般質問については、代表質問と個人質問のいずれも議案質疑と一般質問を同時に行う総括質問方式で行っている。持ち時間については、会期による総質問時間があり、基本的にはそれを人数で均等に配分する方法としている。
- ・質問は原則、1問1答制としている。代表質問は一括質問、一括答弁を3回繰り返す方法。

3 議会改革のうち議場システムの導入について

(1) 経緯

マイクシステム等（平成9年改修）の老朽化や議員からの要望（カメラ映像をアップにしてほしい等）、さらには懸案事項であった市民に分かり易い採決システムの導入といった理由から、議場システムの全面改修を行うこととなり、現在のシステムは平成22年に導入され現在に至っている。（工事期間：平成22年7月26日～10月23日）



【視察時の様子】

(2) 導入システム

ア、映像関係

- ・追尾システム（マイク・カメラ・テロップを一体操作） 操作人数3人⇒1人へ
- ・映像投影設備（プロジェクター、150インチスクリーン、65インチモニター2台）
- ・書画カメラ
- ・パソコン（演壇、事務局席、当局席の3箇所に設置）

イ、採決関係

- ・電子投票システム

(3) 使用方法

プロジェクター等使用申請書により、質問日の前日正午までに議長宛て申請

《主なルール》

- ・原則1問目のみの使用とする。
- ・資料は10枚以内
- ・著作権に関する許可等については議員自身で行い、出典を明記する。
- ・自身が映っている映像など、掲示できないものを大まかに定めている。
- ・映像資料は会議録に掲載はしない。

（発言を会議録にまとめるため、具体的な説明を行うこと）

(4) 活用状況

プロジェクターへの映写の方法としては、書画カメラとパソコンの選択となるが、質問者の半数が書画カメラを使用しており、扱いやすさの点から利用が多い。

これら利用に対する評価としては、議員の方に「分かり易くなった」との声が入っているようであるとの説明があった。

＜揭示資料の実例＞

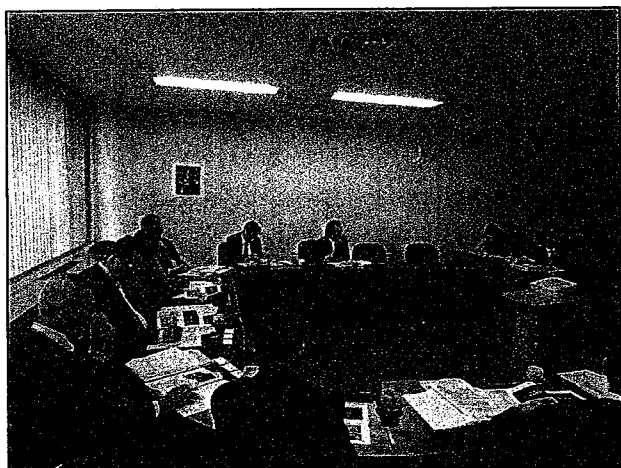
- ・災害報告など当局からの報告（被害の映像など）
- ・議事日程 ※紙による配付は行っていない。
- ・施政方針、市政報告（図表のみ）
- ・議案 ※議案としては紙で配付しているが、件名を映す程度の利用
- ・委員会開会時間の表示
- ・採決時の区分表（議案、請願）
- ・質問時や答弁時の資料
- ・行政視察の報告会 ※副委員長が全議員に対して報告

(5) システム関連経費（システムは買い取り）

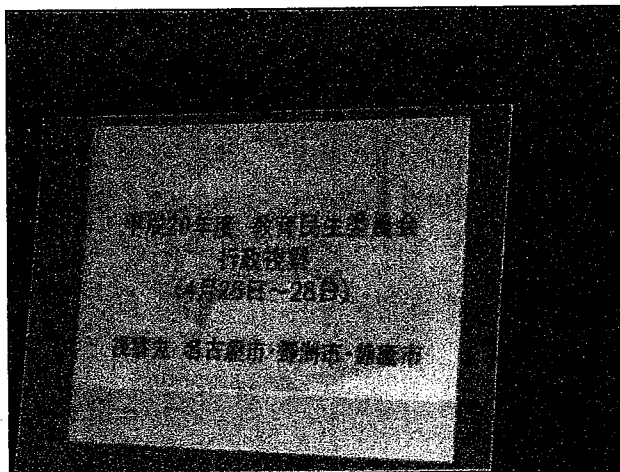
- ・導入経費 約 2,961 万円
- ・保守点検経費 約 70 万円／年
- ・消耗品等経費 約 10 万円／年

(6) 柏市における議場システムの懸案事項

平成 22 年導入から 7 年が経過し、機器の不具合やシステムが旧式（アナログ）で画質が悪い等の問題があるため、平成 30 年度に全面的なシステム改修を予定しているとのこと。



【視察時の様子】



【行政視察報告会時にスクリーンを活用】

5 質疑応答

(丸本由美子委員)

Q：議事日程についてはスクリーン表示としペーパーレス化しているとのことだが、施政方針や市政報告、議案について、映し出すものや議員の手に配付するものを伺いたい。

A：市長の施政方針や市政報告については、紙媒体でも配付している。分かり易くという事で図表を用いて説明していたことがあり、図表については配付していなかった。なお、最近は使用していないのが実情である。

また、議案は紙媒体で議員に配付しており、スクリーンには件名を表示する活用としている。

Q：スクリーン活用にあたり、何を映し出して使用するかとかのルール作りの経過を伺いたい。

A：議会改革の一環として実施しており、こうしたことは全て議運で決定することとしており、全会派の一致により進めることとなっている。

Q：活用にあたって様々なシミュレーションを考えルールを決定したと思うが、活用にあたっての視点について伺いたい。

A：スクリーンへの資料表示に頼りすぎるのではなく、補足的に使用することとしており、例えば資料は10枚以内とするなどの制限をしている。あくまで言論が主であるといった視点に立って活用を図っている。

(生田目進委員)

Q：会議録への資料の掲載はしないとのことだが、資料の内容については会議録への記録の関係上、最初から最後まで言葉で説明するようにしているのか。

また、視察の報告会に活用しているとのことであるが、この点について少し詳しく説明を伺いたい。

A：はじめに会議録との関係であるが、具体的な発言をお願いしているが、抽象的な発言もあるのが実情。説明は議員に任せており、抽象的な発言となったとしてもそれを会議録に掲載することとしている。全国では、説明資料も会議録に掲載する自治体も出てきていると聞いており、今後検討も必要かと思うが、現在のところ柏市では対応はしていない。

行政視察の報告会については、常任委員会の視察に行った場合に、その直近の定例会招集日の閉会後にそのまま全員協議会を開催し報告会を実施している。資料については、委員会の副委員長が作成することとしており、説明内容も副委員長が作成した資料に基づき実施しているため、議員に任せているのが実情である。

Q：市長の施政方針で使用した画像等についても、会議録には掲載しないことでよいか。

A：スクリーンに映した画像は説明の捕捉的に使用しているため、会議録には掲載はしていない。

(安藤 聡委員)

Q：使用は原則として1問目だけとのことだが、2問目以降は使わない理由を伺いたい。

A：2問目からは自席となり、パソコンであればスクリーンの使用は可能であるが、書画カメラは演壇横にあるため物理的に使用できないため、議運でも1問目のみとなったもの。

Q：30年度のシステム改修の範囲について、部分的だと難しいと思うが方向性を伺いたい。

A：不具合が多発しているのがカメラであり、マイク等についてあまり不具合はないが、カメラは追尾型で一体的なシステムであり、残せるものは残したい考えはあるが、業者が変わってし

まうと連結がうまくいかない場合もあるため、予算規模としては導入当時と同程度の規模で一式を改修したいと考えている。

(溝井光夫委員)

Q：インターネット配信の映像としては、スクリーンに資料を表示した場合はその資料をインターネットで配信しているのか。

A：スクリーンに映した映像をそのままインターネットで配信している。

Q：こういったシステムを導入しての傍聴者や視聴者からの声（評価）について伺いたい。

A：導入当時としては先進的な取り組みであったが、今となっては当たり前になってきており、資料が目に見えることで傍聴者にとっても分かり易くなったという事はある。

最近の問題としては、インターネットがタブレット（スマホ）では見る事ができないため、別にユーストリームという形で環境を整えているが対応が追い付かず、議会中継についても機器の更新に追いつけないといったことが課題となっている。

Q：スクリーンに出す資料については、肖像権なども含め議員が責任をもってやられるとのことだが、これまでネット配信してきた中で問題となったことはあるか。

A：実際に配信してきて、どこから苦情が来るようなことはなかったが、事前に資料を出していいかの判断については、議長の許可にはなるが、実際には事務局とのやりとりは非常に厳しいものがある。個人を特定できるような写真や企業の名前が出ているような写真も駄目である。それから、民地を映す場合もその所有者に確認を取ってもらうこととしており、実際には難しい場合もあるため、そこで議員と事務局で出せる出せないの話になる場合もある。当然自身の写真は駄目であり、そういった所で難しい部分はある。

議員の自己責任とするとスムーズに行くが、市の顧問弁護士に確認したところ、議員が個人で出すにしても責任は議長に及ぶといった見解であり、議長が一つ一つ確認し改善しながら揭示していかざるを得ない厳しい形でやっており、苦勞している部分も多い。

(事務局：大槻 巧)

Q：議員が直接パソコンを使用する場合、使用するデータはあらかじめパソコンに入れて立ち上げた状態なのか、また、事務局でその場で設定を行うのか、議員が全てやっているのか、取扱いを伺いたい。

A：議場でパソコンを操作してスクリーンを使用する議員は、柏市議会では1人だけであり、あらかじめデータはパソコンに取り込んで、パソコンを開けば画面がでてくる状態にセットしている。当日は議員からの合図で議場のカメラからパソコンのカメラに切り替える作業を事務局が行うだけになっている。

Q：複数いた場合の対応は。

A：1問目だけの対応であるため、答弁が終わった後に事務局がカメラの方で更新するようなことになると思われる。

(事務局：松谷光晃)

Q：保守点検として年間70万円程度と伺ったが、年間どのくらいの頻度で実施しているのか。

A：定期的には年2回の点検を実施しており、その他不具合があればその都度見てもらうことも

ある。

Q：議員からいただいたデータについては、事務局において内容のチェックや手直しなどもあり得るのか。また、スクリーンについては議場で常にだしてある状態ということによいか。

A：データについては申請と同様に、前日の正午までに提出してもらおうルールとなっており、事務局で事前に内容はチェックし、実際、内容によって出せない資料もあり、例えば不特定多数の人が写っている真などは場合によってはモザイク加工をし、特定できないようにすることもある。スクリーンについては、常に出してある状態である。

6 所感

[五十嵐 伸委員長]

柏市議会では、議会改革の1つとして平成22年からプロジェクターによる資料掲示が導入され一般質問が行われている。市民から質問の内容が資料掲示されることにより分かり易い状況になったとの声が多かったとのことであった。導入することにより事務局員の仕事の内容は増えてしまうような感はあるが、議会の活性化には必要であると考えます。

当市においては、新庁舎になり、柏市のシステムよりも新しいシステムであり、導入はすぐにも可能なため、議会内での取り決めをしっかりと行えば進めていくべきと考えます。

もう1つ参考になったのは、常任委員会の行政視察の活動を紙ベースだけでなく、スクリーンを使用した報告を全員協議会で行っているということであった。この取組について、私は非常に良いことではないかと思った。市民のために開かれた議会であるとPRできる1つの活動であると思われるので、前向きに検討し取り組みをしていくべきと考えます。

[丸本由美子委員]

柏市議会において活用されている議場の大型スクリーンは、議会全般（本会議中継、全員協議会）での利用が進められており、実際に柏市議会事務局からの丁寧な説明に十分理解することが出来た。特に、プロジェクター使用にあたってのルールについては、使用経験のない本市議会において、今後のたたき台となるもので、質問方法が柏市は1問目のみ演壇で、2回目以降は自席で行うため、プロジェクター活用は演壇時のみとなっているが、本市議会では、質問席を設置していることから、運用・活用方法は大いに検討（幅広く）できるものと認識できた。さらに会議録への掲示のあり方では、掲載しないことから質問時の発言の中で、具体的に表現する等の工夫がされており、これも参考となった。質問等でのプロジェクター等の使用は、事務局PCや演壇PCの活用より、半数が書画カメラの使用が多く、簡単な活用方法であるため納得できるものであった。また、使用した資料については、事務局で保管し行政資料室で閲覧のため、一部提供する等の運用も納得のいくものであった。

以上の視察・調査から、今後、本市議会議場の大型スクリーンの活用については、前向きに検討していくべきだと思われる。

その上で、私達議員が、質問における資料掲示などの工夫や質問の組立を大いに学び進めることも重要ポイントになってくると思われる。

ただ、メンテナンス等のランニングコストについては、費用対効果について精査していく必要がある。本議場の機能を活かす取組の検討を議運で進めていくべきとの認識が深まった。

[溝井光夫委員]

須賀川市の議場にも大型スクリーンが設置されているが、活用方法やその要領などは具体的に決まっておらず、このたびの行政視察において柏市議会がどのように取り組んでいるのか大いに興味があった。

平成 28 年度実績によると、一般質問では 3 分の 2 にあたる議員がスクリーンを使用しているが、質問者本人がパソコンを使用しながらスクリーンに資料などを投影するのは難しいことから、そのような議員はあまりいないとのことで、多くの議員は書画カメラによる投影方法であるとのことであった。

スクリーンの効果として、傍聴者やネット視聴者から言葉だけで分かりにくかったが、分かりやすくなったとの声があるとのことであった。一方、議事録には投影した資料を掲載しないため、具体的な発言・説明が必要とのことで、本市がスクリーンを一般質問に活用するにしても、市民の立場に立って分かりやすい活用方法を検討しなければならないと感じた。

また、スクリーンへの資料などの投影は、演壇による 1 回目の質問に限られること、著作権に関する許可等の手続は議員本人が行うこと、そして肖像権・他者の利益の侵害・公序良俗の問題なども多く、それをチェックする事務局職員の事務量増加、さらには掲示した資料等が訴訟の対象となった場合、決裁した議長に責任が及ぶなど課題が多いことが分かり、スクリーンを活用した一般質問は時間をかけて議論を深める必要があると感じた。

委員会の行政視察報告などにおいて、スクリーンに資料などを投影しているとのことで、このような活用方法は大いに参考にしたいと思った。

[佐藤栄久男委員]

本市議会議場にも設置している「大型スクリーン」の活用方法（使用する場面や使用方法などについて議会のルールや申合せ事項など）を調査しました。

○大型スクリーン設置の経過と目的について

平成 22 年の議場の全面改修に伴い、他市議会等を研修視察

①投票システムの採用⇒参議院、出雲市、我孫子市、市川市、流山市等

②スクリーン、プロジェクターの導入⇒大阪府、千代田区等

③スクリーン、書画カメラの導入⇒鈴鹿市

〈導入システムは〉

(1) 追尾システム、映像投影設備

(2) 映像投影設備

(3) 書画カメラ、パソコン

(4) 押ボタン式投票システム（採決システム）

○映像等、データの準備は誰がするのか

議員が使用申請をして原則議員が準備をする。（著作権等もあるため事務局確認あり）

○会議録にまとめる際の不都合な点について

資料は会議録に掲載しないが、内容の内容を具体的に発言する必要がある。

○大型スクリーンを活用しての評価

質問者のほぼ半数が書画カメラを採用している。質問内容が分かり易くなった。

○予算計上経費について

保守管理、消耗品等として年間 80 万円

○問題点

機器の不具合、画質の改善、システム改修が都度必要になり経費がかかる等
上記質問事項により、説明を受けた。

掲示している資料について、今までの「紙ベース」の資料が無くなり、いい意味でのコスト低減になっているが、当議会への導入については準備期間等が十分必要と思われる。

「映像による質問が必要なのか」から始まり、紙ベース無しへの移行もトラブルの原因となり得ると考える。ただ、今後社会情勢変化の状況等を踏まえ検討すべきとも考える。「一般質問」をはじめ各議員の対応についてよく検討すべき機関とも思われた。

[安藤 聡委員]

大型スクリーンの設置は、議会改革の一環として一般質問等で市民へ分かり易くするために始められた。利用にあたってはPC、書画カメラが選択できるようになっていた。議事録には言葉が記録されることになるため、映像で伝えることにより「こちらの様に」とか抽象的な言葉になってしまうように事務局から議員にお願いしているとのことであった。

活用しての評価としては、傍聴者には分かり易くなったが、映像配信がスマホに対応しきれていないのが課題とのことであった。システム導入には3千万円位の経費であったが、導入から7年が経過しカメラワークなど不具合もあるとのことであった。

80万の年間予算を計上している経費もあり、効果を最大限に引き出すには更なる改善が必要と感じた。

市民の関心を高め分かり易さを第一に導入検討すべきと感じた。

[相楽健雄委員]

柏市議会では、議会から分かり易い一般質問となるよう設置の要望があり設置するようになった。原則、1問目のみ使用し、質問・答弁を保管するデータ写真などとし、議会に相応しくない動画、アニメ、音声、特定の者の利益を助長するもの、また侵害、公序良俗に反する映像等は使用を制限している。

さらに、資料については10枚以内とし、資料の使用にあたっての著作権関係の必要な手続きについては、資料の使用者（議員）が対応することとなっている。

スクリーンを使用するにあたっての書画カメラ及びパソコンの操作は、議員、答弁者、執行部職員、または議会事務局職員が行う。写真及び物品等、スクリーンへ掲示する場合は、議長の許可を得て行うこととしており、資料に関して発信するときは、「あれ」「これ」など抽象的な言葉は用いずに極力具体的な発言とするなど、様々なルールを決めて活用されていたところである。

[生田目進委員]

柏市は、東京都心部や筑波研究学園都市、成田国際空港、幕張新都心などから30キロ圏内に位置し、道路や鉄道の交通条件に恵まれた都市であった。平成20年4月1日に中核都市に移行し、人口418,824人、世帯数180,484世帯、面積114.74km²で、特に第三次産業が74.9%の街

である。

今回の行政調査は、本市も昨年5月に新庁舎が開庁し、新議場への大型スクリーンが設置されたことから、この活用のため先進的な取り組みである千葉県柏市の事例を学んだものである。

柏市は、平成20年度から一問一答制を導入し、その後、平成22年度から議場システムを導入、パソコンによるプロジェクターを使用し、資料掲示と採決システムを採用。スクリーン、プロジェクターの導入に当たっては、大阪府、千代田区を参考とした。

追尾システムは、マイク・カメラ・テロップを一体で操作し、映像投影設備として大型プロジェクター、150インチスクリーン、65インチモニター2台を活用している。書画カメラは演壇の左側、パソコンは演壇・議会事務局・執行部席の3か所に設置する。

押ボタン式投票システムを採用し、プロジェクター等の使用には、質問前日正午までに議長に使用申請書を提出し、使用は原則1問目のみとし、資料は10枚以内に制限、著作権等の許可手続きは議員自身で行い、出典を明記し、掲示不可案件もある。

会議録には掲載せず、資料、画面については、具体的に発言・説明することになる。執行部も1問目の登壇時に使用可能である。

質問者のほとんどは書画カメラを使用し、パソコンによるプロジェクター使用はこれまで1件である。これら事例から本市の今後の取組には、情報機器開発は日進月歩であることを考えれば、拙速的な導入より熟慮して取り組むことが賢明である。

また、懸案事項として、機器の不具合やシステムが旧式(アナログ)、画質の悪さ、画質の改善などが挙げられていた。

平成30年度には、システムの改修を予定し、議場システム導入には総額約3,000万円の事業費を要するとのこと。

本市も議場システムを導入するには、先進事例に多くを学び専門家を交えて、徹底した導入検討が必要であると感じた。

映像を通して、市民に分かり易い開かれた議会のあり方を考えれば大切であるが、多様化する市民ニーズを考えた上で各方面から検討することも重要であると感じた。

[大内康司委員]

柏市議会では、平成20年9月定例議会に一般質問の2問目以降の発言者アップ等、議場カメラの改良について議員からの要望があり、それまでの音響システムの老朽化の更新に併せて全面改修を平成22年12月議会まで行うことを平成20年11月に決定した。

システム導入にあたり、投票システムは参議院、出雲市、我孫子市、市川市、流山市を参考にし、スクリーン・プロジェクター導入については、大阪府、千代田区を、スクリーン・書画カメラの導入については、鈴鹿市を参考にして追尾システム(マイク、カメラ、テロップを一体で操作)、映像投影設備(大型プロジェクター、150インチスクリーン、65インチモニター2台)を設置した。(カメラ4台で映写する)

使用するには、プロジェクター等使用申請書を議長宛に提出し、注意事項、記載例等に留意して質問時に備える。

スクリーン使用には書画カメラかパソコンの選択が可能であり、書画カメラは議員本人が使用するが、パソコンは事務局又は議員本人の選択が可能。

なお、現在は機器の不具合やシステムが旧式(アナログ)で画質の改善等が必要なため、平成

30年度にシステム改修を行う予定であり、デジタル化・ペーパーレス化への対応も検討とのこと。

[佐藤瞭二議長]

大型スクリーン等は、傍聴者及び中継視聴者のため、より分かり易く表示しているとの事であり、質問及び答弁における補助的資料を主に使用している。他に行政視察の報告にも活用されているようである。

パソコン・プロジェクター・書画カメラ、様々に使用されているが、議員個々の対応に任されており、一定の取り決めにより活用されていた。

今後の検討課題として、本市としても考えてもいいのではないかとと思われる。実際、大型スクリーンもあり、2つのモニターもあるため、運用上は可能であると考え。今後、一般視聴者のタブレット式が増えることにより、身近な議会となり、より開かれた議会改革の一つとして考えていきたいと思う。また、大型スクリーンへの資料表示は、タブレットの活用により、より簡単に表示できるのではないかと考えるため、その点も研究すべきと考える。

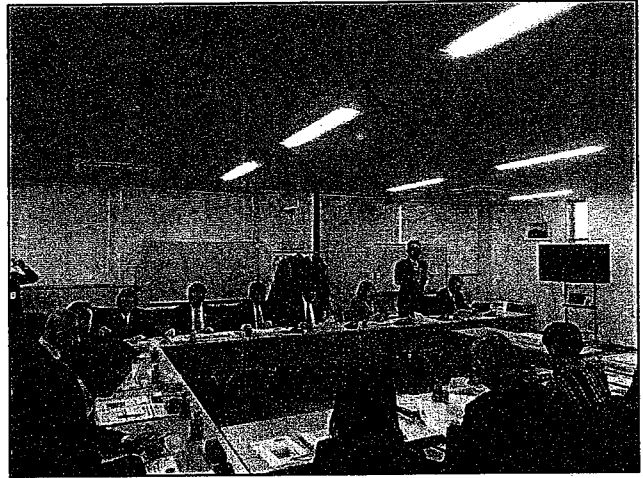


【柏市役所市民憲章碑前にて】

《会議録研究所》

調査項目 議会ホームページ及び
タブレット活用について

調査先 (株) 会議録研究所 埼玉営業所
(埼玉県北本市中央2-61)



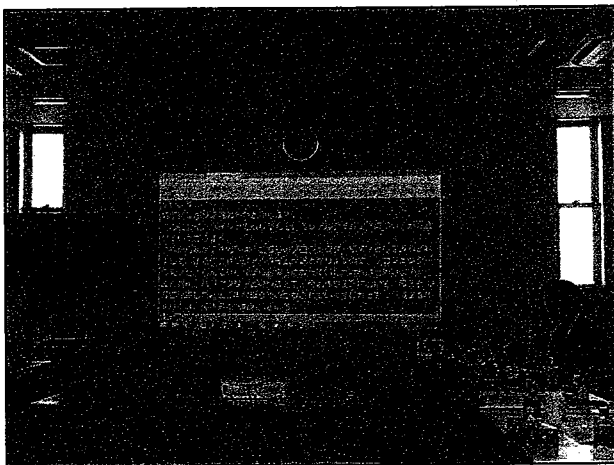
【五十嵐委員長から挨拶】

1 情報公開サービスの変遷

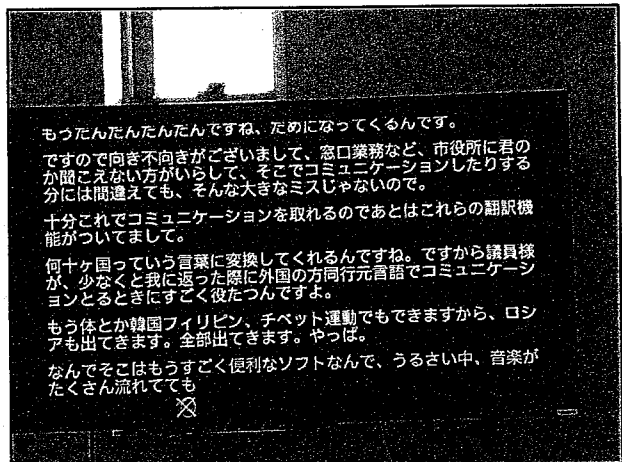
議会会議録は速記から始まったが、福島県内では現在速記を行っている自治体は無く、時代の変遷とともにその作成方法も移り変わってきた。

- ・手書き原稿から和文タイプ（録音機器の発達、タイプライター）
↓
- ・ワープロ入力（ワープロの発明、フロッピーディスク）
↓
- ・テープ翻訳（カセットテープ、パソコンの普及） ※この方法が長期間だった
↓
- ・デジタル音声反訳（ICレコーダー、インターネットの普及） ※現在の主流
↓
- ・リアルタイム字幕配信、音声自動認識、字幕制作（クラウド化、グローバル化、AI化）

現在は、会議での発言を映像と共に即時に字幕に表示することが可能な時代であり、会議現場と事業所を電話で結び、パソコンで入力作業を行い即座に字幕として配信することも可能。



【リアルタイム字幕のデモ】



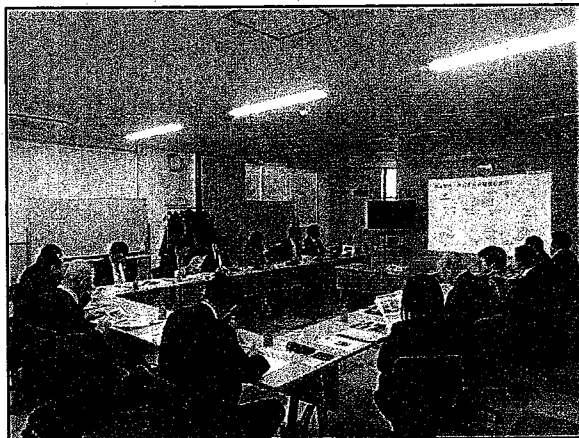
【音声自動認識のデモ】

2 ホームページを活用した情報公開サービス

情報公開の手段としては様々な方法があるが、現在は主に会議録検索システムと議会映像配信システムを活用している中で、これらシステムについても進化しており、クラウド化することで他の市町村の情報についても横断的な検索が可能となる。

また、本市では現在、議会での発言を映像又は会議録（字）でばらばらに確認するしかない状況であるが、映像（録画）と会議録との連携により、同時に確認することが可能であり、使い勝手や見易さなど、大きなメリットが期待できる。

【視察時の様子】



3 タブレットの活用

今回の調査においては、他市の事例紹介があった。

他市では職員と議員とのペーパーレス化だと導入理由としては弱いとのことから、住民公開にも活用しており、まずはスモールスタートとし、資料を全てデータ化してシステムに搭載し、議員には各自で内容を見てもらい、会議に臨んでもらうような運用をしているとの事であった。（デバイスまで配付しているかについては不明とのこと。）

また、住民公開システムとしても公開しており、全情報を住民にも提供する運用をしているとのことであった。

なお、IDの付与により、例えば未公開データ（会議録のドラフト版とか）を見ることも可能であり、情報によって様々な運用をしているとのことであった。

4 会議録の調製

実際の会議録調製までの流れ（作業）と現場見学を行った。

- ・反訳業務（テープ起こし）



- ・点検業務



- ・初校出し



- ・製版業務



- ・校正業務

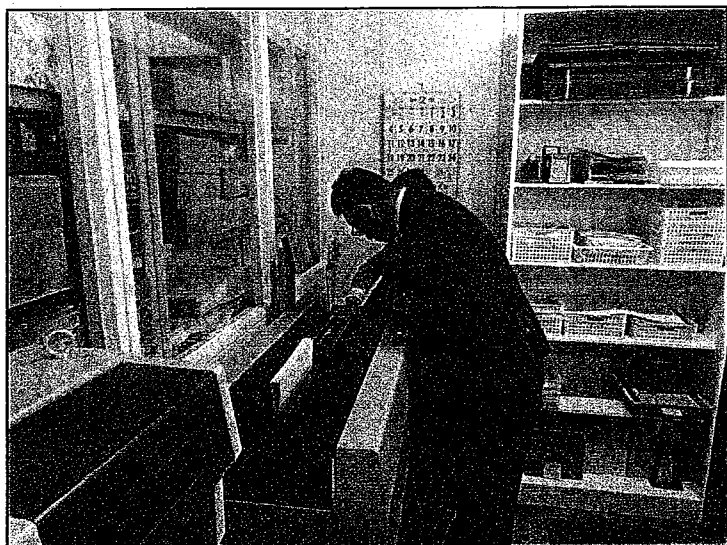


- ・印刷業務（印刷、製本、裁断、検品、梱包、発送）



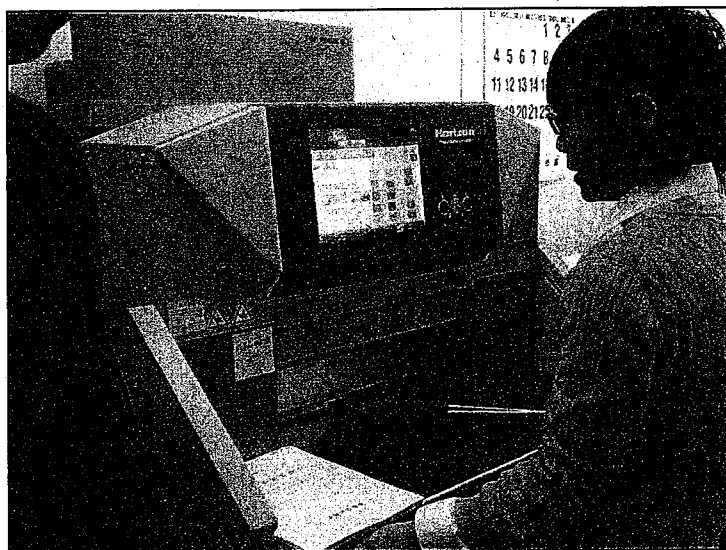
【会議録調製の現場：校正業務】

会議録は、工程管理から文字起こし、何重もの確認作業等、多くの工程を経て完成までに至っており、文字起こしなどは一朝一夕にはできない作業であり職員の育成が極めて重要である。



【会議録調製の現場：製本作業の体験】

[会議録調製の現場：会議録の裁断のデモ]



5 所感

[五十嵐 伸委員長]

柏市でも感じたが、プロジェクターやタブレットを活用したからといって、案内や議事録、議案書等を紙ベースで残さなくても良い訳ではないと思われた。大切なものはしっかりと紙ベースで保管することが大事であると考えます。

タブレットを導入すれば、非常に便利ではあるが、全ての人間が使用できなければならないと思うし、導入しても紙の書類が減るとは考えにくいと思われた。

現状では導入については早いのではないかと思います。ただし、導入についての調査研究については、引き続き行っていくべきだと考える。

[丸本由美子委員]

会議録研究所における視察は、議会HPに掲載の会議録検索システム・映像配信システム・議会会議録作成の工程システムを知る機会となり大変興味深いものであった。

今後、更なる技術革新が進み、リアルタイム字幕、スマホでの検索を可能とすること、さらに分かり易くする情報公開の方法については、今後のシステム更新時に検討していくべき課題であると考えます。

議員としては、議会活動の見える化の推進と、市民が行政や議会への関心をさらに持っていただけのような活動をしなければならないと思う。情報が氾濫する中で、最新技術の有効性と経費については、常に検討すべきものであると思う。(目新しいものに心を奪われてしまいがちだが、本当の必要性について深く検討が必要である。タブレット活用についても同様に思う。)

[溝井光夫委員]

須賀川市議会の会議録作成業務や検索システム、映像配信システムなどについて説明を受けたが、本市のシステムは現在のところ庁内運営システムのため、タブレットやスマートフォンでの視聴や検索が出来ず、市民に対し開かれた議会情報提供が十分な対応となっていないことが分かり、今後のシステム更新時にはクラウド版への移行が必要と感じた。

このことにより、市民への開かれた議会としての情報提供がより一層進展すると共に、クラウドシステムを利用している各市町村議会の会議録などの検索が可能になることから、議員が議会用務で幅広い活用が可能となることも分かり、議員もシステムを使いこなせる能力が必要と感じた。

また、音声認識システムについても説明があり、質問・答弁などがほぼ同時に字幕表示できるシステムが導入されれば、聴覚障害者への情報公開がいち早くできるばかりでなく、視覚・聴覚同時の伝達により伝わりやすさが一層進展するものと感じた。

[佐藤栄久男委員]

当議会の議事録作成の工程を初めて視察した。

まず驚いたのが従業員の大部分が女性で、事務室のパソコンを前に黙々と仕事をしている光景。その他に「在宅従業員」も多数いると聞き、この事務量の多さに感嘆した。

その上、会社の概要で取引先が中央官庁をはじめ地方自治体等全国シェア 20%以上と伺い、前述の従業員数に納得した。

昔は「速記」手書きの原稿から和文タイプ、ワープロ、パソコン、インターネット、音声自動認識等と時代は変遷している。今は音声自動認識でリアルタイムに文字化され、電話での送信システムも可能であり、画面に文字が映し出された時は自分の時代遅れを痛感した。

仕事の流れを現場視察したが、原稿入稿から構成、校閲、印刷、製本、配送までの流れを全て一社で完了するシステムに感動したところである。

自分の一般質問もこの会社、担当社員の方が作成していると考えたと身の引き締まる思いであり、「日本の技術革新」の一端を見ることができ、日々進歩している現在に「人間も日々努力と精進」とつくづく考えさせられた視察、調査であった。

[安藤 聡委員]

タブレットの活用は全国的に広がっているが、公式非公式など行政運営のルールが必要であり、完全移行ペーパーレスや経費削減の効果が出るまでには年数が掛かると感じた。

議会の運営のみでなく市民にいかに関係公開するか、ネットワークやセキュリティ、使用制限なども考えると経費拡大にもなる。参考資料のアクセスツールであればクラウドデータベース（議会HP）整備で個別端末利用でも十分可能なので、その方が融通が利くと考えた。

議案のデータ化、公文書の指定見直しも必要。ディスクシリーズなど議事録データ分析の全段階まで技術は出来ている。デジタル技術の進歩と市民の機運など総合的に検討して対応すべきと感じた。

[相楽健雄委員]

本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会などの会議録作成は、速記（現在は録音による音声データ）、テープ起こし、文字データ、印刷製本まで、多くの工程を経て完成するものであり、それぞれのパートを受け持つ職員が、素早く確かな記録を未来に残す仕事を行っていた。非常に感心させられた。

[生田目進委員]

視察先は会議録作成を専門とする企業であり、本市でも議会定例会をはじめ会議録のすべてを請け負っている。

会議録検索システムや議会映像配信システム、議会情報ファイリングシステムなど、情報機器を駆使し先進的なシステムを取り入れ、地方議会の会議録作成の効率化を狙った取組である。

特に最新システムの素晴らしさは、発言者の音声と同時に進行する形で画面に発言内容が文書化される会議録作成として、興味を持った。これらの業務は、外部の契約社員からなるアウトソーシングとして、約 100 名を雇用し会議録を作成しているとのことであり、本市の行財政改革の中で、今後における業務で取り入れることも可能であると感じた。

また、説明を受けて感じたことは、議会映像配信システムでは、議場内にパソコンなど情報機器の設置や操作に要する職員の配置などを必要とするため、開かれた議会と行政効率化の両面から、費用対効果も含め十分な協議の必要性を感じた。

[大内康司委員]

今回の視察では、タブレットの活用方法やリアルタイム字幕配信、さらには情報公開の進化や会議録の作成の状況を調査した。

当地域への導入実績もある企業であるが、様々なシステムの研究も進んでおり、これからの活用に大いに参考となる視察であった。

[佐藤瞭二議長]

現在、本市は当該企業のシステムで運用されているが、将来、「議会中継システム」及び「会議録検索システム」をクラウド版に移行することにより、タブレットやスマホでも見ることができるなどメリットがあるとのことであった。

また、将来は、本会議中継における同時字幕表示として音声認識システムの活用を検討すべきと考える。さらに議会資料（議案書、予算書、決算書、請願書）など電子化し、タブレット活用も検討研究すべきと考える。（なお、そのシステムはサイドブックで全国100自治体で実施されているとのこと。）



【視察終了後：視察先玄関にて】